

助成事業名	園芸産地競争力強化総合対策事業（強い農業づくり総合支援交付金）						
-------	---------------------------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-1	県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2882
実施事業主体	市町村、農業団体、営農集団等								
関係省庁名	農林水産省								

事業の目的・概要	県内園芸産地の競争力を強化するため、省力化・低コスト化のための大規模な出荷施設の整備や、先進的な技術を活用し収益性を向上させる栽培施設の整備などを支援し、本県の主力分野である園芸農業の更なる発展を目指す。		補助対象事業・補助基準等	1 事業内容 農業者の組織する団体等が、産地の競争力を強化するために行う産地基幹施設等の導入に対し、国の「強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）」を活用して助成する。	留意事項	目標設定計画書の策定と、目標の達成度等を事後検証することが必要。	
	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱			2 補助対象 産地基幹施設・機械等の整備 ・集出荷貯蔵施設 ・生産技術高度化施設 ・農産物加工処理施設 ・育苗施設 等		平成30年度実施市町村（1市） 君津市 生産技術高度化施設 2件	
根拠法令等						令和元年度実施市町村（一）	
申請時期・手続き等	4 事業計画申請・審査 5（目標設定妥当性協議） 6 交付申請 7 交付決定 8（翌年度事業希望調査） 9 10 11 12 1 2（翌年度予備協議） 3 実績報告書提出・竣工検査 4 事後評価・検証 5		3 採択条件 ・受益農業従事者が5名以上であること ・成果目標基準を満たしていること ・面積要件等を満たしていること ・総事業費が5千万円以上 ・費用対効果分析を行い、投資効果が1以上であること ・受益地の全てにおいて、実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されていること ・目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること	など	事例等	令和2年度実施市町村（一） 令和3年度実施市町村（一） 令和4年度実施市町村（一） 令和5年度実施市町村（一）	
						対象市町村等数	※
						実施市町村等数（5年度）	—
			補助率・額	1／2以内 等	備考	農林水産省関係の補助金が7つの交付金に統合されたことに伴い、補助金から交付金に変更（平成17年度～） ※補助要件に該当するもの市町村（ただし、浦安市を除く。）	

助成事業名	農産産地支援事業				
-------	----------	--	--	--	--

国補・県単別	国補・県単	分類	7-2	県主管課	生産振興課	室等	農産班、水田農業対策室	内線	2887 2891
事業実施主体	市町村、農業協同組合、営農集団等								関係省庁名 農林水産省

事業の目的・概要	本県の基幹作物である米や麦・大豆、落花生等の農産産地は、価格の低迷、産地間競争の激化、担い手の高齢化などにより衰退傾向にあることから、生産・流通コストの一層の低減、産地間競争の激化や担い手の高齢化などに対応した生産力強化が急務となっている。  そこで、規模拡大による低コスト化、消費者や実需者から求められる農産品づくり等に取り組む営農組合等や、優良種子生産の推進に係る支援を行う。	補助対象事業・補助基準等	1 農産振興施設整備事業【国庫】 産地収益力の強化に向けた産地基幹施設の整備に対し支援する。 事業実施主体：農業者が組織する団体（受益農業従事者5名以上） 助成対象：産地基幹施設	留意事項	優良産地拡大支援型の面積要件は以下のとおり。 稲：おおむね30(10)ha以上 麦：おおむね10(5)ha以上 大豆：おおむね10(1)ha以上 落花生：おおむね3(0.5)ha以上 茶：おおむね2ha以上 たばこ：おおむね10ha以上 括弧内は種子団地用の面積
			2 優良産地拡大支援事業【県単】 (1) 種子・産地支援型 米（飼料用米含む）・麦・大豆・落花生などの産地支援及び優良種子の生産を担う種子生産組合を育成するため、必要な機械施設の整備を支援する。 ・事業実施主体： 営農組合、農協、認定農業者等 ・事業対象： 産地育成に必要な農業機械・施設等		令和3年度 [種子・産地育成型] (6市町) 八街市、香取市、旭市、白子町、長南町、鴨川市 [スマート農業推進型] (4市町) 成田市、香取市、一宮町、富津市
根拠法令等	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱、農産産地支援事業実施要領、同補助金交付要綱	申請時期・手続き等	(2) スマート農業推進型 作業の省力化や自動化、効率化、高品質化等に資するロボット・ICT技術を活用した機械の導入を支援することで、担い手の更なる大規模化を図り、産地の生産体制を確立する。 ・事業実施主体： 営農組合、農協、認定農業者等 ・事業対象： ロボットトラクター、ドローン、自動水管理システム、その他ICT関連機械等	事例等	令和4年度 (8市町村) [種子・産地育成型] (4市) 野田市、富里市、いすみ市、鴨川市 [スマート農業推進型] (6市町村) 香取市、東庄町、長生村、いすみ市、鴨川市、南房総市
			(3) 輸出用米・米粉用米低コスト化支援型 今後、需要増が見込まれる輸出用米及び米粉用米の作付拡大を図るため、生産の省力・低コスト化に必要な機械の導入を支援する。 ・事業実施主体： 営農集団、認定農業者 ・事業対象： 直播用作業機械、均平用機械、フレコンパッking用計量ユニット等		令和5年度 [種子・産地育成型] (3市町) 成田市　穀類乾燥機、溝掘機等 白子町　穀類乾燥調製機械 君津市　稻種子用調製機械 [スマート農業推進型] (4市町村) 我孫子市　直進アシスト等付田植機 香取市　直進アシスト等付田植機 東庄町　直進アシスト付トラクタ等 長生村　防除用ドローン
申請時期・手続き等	(翌年度事業実施希望調査)  (翌年度事業ヒアリング)  実績報告 竣工検査 額の確定	補助率・額	農産振興施設整備事業 交付率1/2以内 優良産地拡大支援事業 補助率1/3以内（ただし、原則として、事業費は50万円以上とし、上限事業費については、(1) 3,000万円、(2) 600万円とし、これを超える申請については補助金を定額）	備考	※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、浦安市を除く。優良産地拡大支援事業にあっては、千葉市及び浦安市を除く。） ※優良産地拡大支援事業の採択に当たっては、受益農家3戸以上の共同利用及び種子生産に係る施設・機械を優先とする。
					実施市町村等(令和5年度) 7

助成事業名	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業					
-------	-----------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-3	県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2882
実施事業主体	生産組合、農協、認定農業者等								関係省庁名

事業の目的・概要	県内園芸産地の生産力を強化・拡大するため、ハウス等の施設整備や省力化機械等の導入、老朽化した温室等の改修やスマート農業機器の導入に対し助成する。	1 事業内容 (1) 生産力強化支援型 ○園芸生産施設 パイプハウス（付帯施設を含む）低コスト耐候性ハウス等（付帯施設を含む）、高設栽培施設、養液栽培施設、集出荷貯蔵施設、小型予冷庫、果樹棚、多目的防災網 等 ○省力機械等 土づくり機械、は種機、定植機、防除機、出荷調製・選果機械、ハウスの省エネ装置 等 (2) 園芸施設リフォーム支援型 ○園芸施設の改修及び省エネルギー型装置等の更新 ガラス温室、鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウスの改修（基礎、鋼材、フィルムの張替等） 省エネ装置等の更新（ハウス改修と一体整備に限る） かさ上げ工事 (3) スマート農業推進型 ○生産性向上を図るために機械・装置等 環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、複合環境制御装置、自動換気システム、ドローン、自動運搬ロボット、気象観測装置 等 (パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費は補助対象外)	留意事項	令和4年度（28市町村）※ ・パイプハウス、低コスト耐候性ハウスなどの施設化 4.1ha ・果樹棚等 5.8ha ・定植機、収穫機など省力化機械等の導入 98台 ・鉄骨ハウスの改修 2.5ha ・環境モニタリング装置等導入 2.6ha ・生産組合等2団体、認定農業者等134経営体を対象に支援	令和5年度（33市町村）※ ・パイプハウス、低コスト耐候性ハウスなどの施設化 2.7ha ・果樹棚等 0.9ha ・定植機、収穫機など省力化機械等の導入 178台 ・鉄骨ハウスの改修 2.2ha ・環境モニタリング装置等導入 4.2ha ・生産組合等7団体、認定農業者等163経営体を対象に支援 ※令和5年度は見込み（2/20現在） ※令和5年度に緊急的に実施した日本なしの火傷病対策に係る機器導入は除く
根拠法令等	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱  「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領	補助対象事業・補助基準等	事例等	対象市町村等数	※
申請時期・手続き等	4 5 計画協議 6 計画承認・補助金内示 7 補助金交付決定 (翌年度事業希望調査) 8 9 10 11 12 1 実績報告 2 (翌年度事業ヒアリング) 3 4 5	※各支援タイプの事業実施主体は以下のとおり (1) 生産力強化支援型 「産地戦略」等に担い手として位置づけられた生産組合等、又は、認定農業者、認定新規就農者 (2) 園芸施設リフォーム支援型 「産地再整備計画」に担い手として位置づけられた認定農業者、認定新規就農者等 (3) スマート農業推進型 「生産性向上計画」に担い手として位置づけられた生産組合等、又は認定農業者・認定新規就農者	備考	実施市町村等数（5年度）	33
		(1) 生産力強化支援型 【通常枠】 生産組合等 1／3以内 認定農業者等 1／4以内 【強化枠】 認定農業者 1／3以内 (2) 園芸施設リフォーム支援型 認定農業者等 1／4以内 (3) スマート農業推進型 認定農業者等 1／3以内	備考	事業年度 令和6～8年度 先進的かつ優良な担い手へ集中的に支援するため、内容をポイントで評価し、高いものから優先採択する。 ※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、千葉市、浦安市を除く。）	

助成事業名	気象災害に強い果樹産地支援事業					
-------	-----------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-4	県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2872
実施事業主体	認定農業者等								関係省庁名

事業の目的・概要	気象災害に強い果樹産地づくりを推進するため、果樹農家が防災・減災のために実施する多目的防災網の導入や再整備に対し助成する。		1 事業内容 (1) 果樹棚と一体的な多目的防災網の整備 ・果樹棚と併せた多目的防災網の新規導入に要する経費  (2) 果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備 ・果樹棚の支柱等の補修と併せた多目的防災網の張替えに要する経費  2 事業実施主体 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・果樹産地構造改革計画において扱い手と定められた者	留意事項 (1) 次の場合は補助対象としない。 ・果樹棚のみ、多目的防災網のみの新規導入 ・果樹棚の補修を行わない多目的防災網の張替え (2) 自力施工に必要な資材費の購入経費等も対象とする。	補助対象事業 ・補助基準等	令和4年度実施市町村(4市町村) 実施状況(支援経営体数) ・果樹棚と一体的な多目的防災網の整備⇒認定農業者等 14 経営体 ・果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備⇒認定農業者等 6 経営体  令和5年度実施市町村(12市町村)※ 実施状況(支援絏営体数) ・果樹棚と一体的な多目的防災網の整備⇒認定農業者等 19 絏営体 ・果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備⇒認定農業者等 32 絏営体  ※令和5年度は見込み(1/31現在)
	気象災害に強い果樹産地支援事業補助金交付要綱  気象災害に強い果樹産地支援事業実施要領					
請時期・手続き等	4 事業ヒアリング 5 計画協議 6 計画承認・補助金内示 7 補助金交付決定 8 9 10 11 12 1 実績報告 2 3 4 5	事例等	対象市町村等数 実施市町村等数(5年度)	※ 12	補助率・額 (1) 果樹棚と一体的な多目的防災網の整備 1/3以内 (2) 果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備 1/3以内	備考 事業年度 令和4~6年度 ※補助要件に該当するもの 市町村(ただし、浦安市を除く。)

助成事業名	さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業					
-------	---------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-5	県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2882
実施事業主体	認定農業者、認定新規就農者、農協等								関係省庁名

事業の目的・概要	国内外ともに需要が急拡大する一方で、全国的に供給が不足しているさつまいもについて、 1 健全苗の生産・供給体制の整備に係る支援 2 貯蔵庫整備に係る支援 を緊急かつ集中して実施し、生産・流通体制の強化を図る。		1 事業内容 (1) 健全苗の生産・供給体制の整備 ・基腐病に罹病していない健全で高品質な苗を安定的に生産・供給するために必要な育苗用パイプハウスの整備や育苗に必要な保温資材の導入を支援。  (2) 貯蔵庫整備 ・高単価時期の出荷に必要な定温貯蔵庫の整備、貯蔵に必要なコンテナの導入を支援。		留意事項	令和5年度実施市町村（6市町）※ ・育苗用パイプハウスの整備4,397m <sup>2</sup> ・定温貯蔵庫の整備1,508m <sup>2</sup> ※1/15現在の見込み
	根拠法令等		2 事業実施主体（予定） (1) 認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合等、市町村、公社、民間事業者 (2) 認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合等、公社			
請時期・手続き等	4 計画協議 5 計画承認・補助金内示 6 事業ヒアリング 7 補助金交付決定 （翌年度事業希望調査） 8 9 10 11 12 1 実績報告 2 （翌年度事業ヒアリング） 3 4 5	補助対象事業・補助基準等	事例等	対象市町村等数	※	
				実施市町村等数（5年度）	6	
	補助率・額	(1) 1/3以内 (2) 1/3以内 (貯蔵用コンテナは上限1,000千円、ただし、貯蔵庫整備と一体的な導入に限る)	備考	事業年度 令和5年度～ 将来のさつまいも産地を支える先進的かつ優良な扱い手へ緊急かつ集中して支援するため、内容をポイントで評価し、高いものから優先採択する。 ※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、浦安市を除く。）		

助成事業名	千葉県園芸産地パワーアップ事業
-------	-----------------

国補・県単別	国補・その他	分類	7-6	県主管課	生産振興課	室	園芸振興室	内線	2882
事業実施主体	市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者団体、民間事業者、県農業再生協議会、地域農業再生協議会								

事業の目的・概要	野菜、果樹、花き等の園芸産地が創意工夫を生かし、国際競争力の強化を図るために、意欲ある農業者等が高収益な品目・栽培体系への転換に必要な大規模な栽培・出荷施設の整備や、省力化機械等の導入及びリース導入等に助成する。			1 事業内容 (1)整備事業 ア 収益性向上対策 (ア)農産物処理加工施設 (イ)集出荷貯蔵施設 (ウ)生産技術高度化施設 等、耕種（園芸）作物の整備  イ 生産基盤強化対策 (ア)農業用ハウス（生産技術高度化施設）の再整備・改修 (イ)生産技術の継承・普及に向けた取組（栽培管理・労務管理等の技術実証）  (2)基金事業 ア 収益性向上対策 (ア)生産支援事業 ・農業機械等の導入及びリース導入 ・生産資材の導入、簡易な補助 暗きよ、明きよ等の 作業労賃 (イ)効果増進事業 ・事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等  イ 生産基盤強化対策 (ア)農業用ハウス（パイプハウス）や 果樹園・茶園の再整備・改修 (イ)農業機械の再整備・改良 (ウ)生産装置の継承・強化に向けた取組 (エ)生産技術の継承、普及に向けた取組 (オ)全国的な土づくりの展開（堆肥の実証的な活用に向けた取組等）	留意事項 ○地域農業再生協議会は、「産地パワーアップ計画」の作成が必須。 ○事業(1)、(2)ア(ア)及びイの事業実施主体のうち、農業者、農業者団体、民間事業者は、「産地パワーアップ計画」に中心的経営体として位置づけられることが要件。 ○事業(2)アの取組のうち、リース方式等により導入する農業機械は、本体価格が50万円以上のものに限る。 ○事業(2)ア(ア)について、パイプハウスの設置施工費は補助対象外。 ○事業(2)ア(イ)の事業実施主体は、県農業再生協議会、地域農業再生協議会に限る。 ○事業(1)イ(ア)及び(2)イ(ア)については、新規就農者又は担い手への譲渡又はこれらの者が譲渡を受けた後の営農開始を目的とする場合に限る。				
根拠法令等	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱								
申請時期・手続き等	4 — 5 — 6 — 7 — 8 — 9 — 10 — 11 — 12 — 1 — 2 — 3 — 4 — 5	事業計画申請・審査  交付申請 交付決定  (事業要望調査)  助成金請求 確認検査 助成金支払  (次年度事業ヒアリング)  実施状況報告	補助対象事業・補助基準等  (事業要望調査)  助成金請求 確認検査 助成金支払  (次年度事業ヒアリング)  実施状況報告	1 / 2 以内、定額	留意事項 ○地域農業再生協議会は、「産地パワーアップ計画」の作成が必須。 ○事業(1)、(2)ア(ア)及びイの事業実施主体のうち、農業者、農業者団体、民間事業者は、「産地パワーアップ計画」に中心的経営体として位置づけられることが要件。 ○事業(2)アの取組のうち、リース方式等により導入する農業機械は、本体価格が50万円以上のものに限る。 ○事業(2)ア(ア)について、パイプハウスの設置施工費は補助対象外。 ○事業(2)ア(イ)の事業実施主体は、県農業再生協議会、地域農業再生協議会に限る。 ○事業(1)イ(ア)及び(2)イ(ア)については、新規就農者又は担い手への譲渡又はこれらの者が譲渡を受けた後の営農開始を目的とする場合に限る。	事例等 令和元年度実施市町村（3市） [整備事業]（2市）千葉市、館山市 [生産支援事業]（1市）山武市  令和2年度実施市町村（7市町） [整備事業]（4市） 柏市、香取市、銚子市、九十九里町 [生産支援事業]（4市） 野田市、印西市、香取市、山武市  令和3年度実施市町村（1市） [整備事業]（1市）千葉市  令和4年度実施市町村（一）  令和5年度実施市町村（2市町）※ [整備事業]（1市）香取市 [生産支援事業]（2市町） 香取市、多古町 ※1/15現在の見込み	対象市町村等数 ※	実施市町村等数（5年度） 2	備考 ※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、浦安市を除く。）

助成事業名	千葉県農産産地パワーアップ事業
-------	-----------------

国補・県単別	国補・その他	分類	7-7	県主管課	生産振興課	室	水田農業 対策室	内線	2980
事業実施主体	市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者団体、民間事業者、県農業再生協議会、地域農業再生協議会								

事業の目的・概要	水田、畑作等の産地が創意工夫を生かし、国際競争力の強化を図るため、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換に必要な大規模な栽培・出荷施設の整備や、省力化機械等のリース経費などに助成する。			1 事業内容 (1)整備事業 ①育苗施設 ②乾燥調製施設 ③穀類乾燥調製貯蔵施設 ④農産物処理加工施設 ⑤集出荷貯蔵施設 ⑥産地管理施設 ⑦用土等供給施設 ⑧被害防止施設 ⑨農業廃棄物処理施設 ⑩生産技術高度化施設 ⑪種子種苗生産関連施設 ⑫有機物処理・利用施設 (2)生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等 (ア)高収益作物、栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費(パイプ、被覆資材、ベンチ等の資材費) (イ)簡易な補助暗きよ、明きよの施工等に要する経費 (3)効果増進事業 ア 計画策定等に要する経費(旅費、報償費、需用費、使用料賃借料) イ 技術実証に要する経費 (ア)農業機械等のリース導入及びレンタル導入 (イ)事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費	留意事項	○地域農業再生協議会は、「産地パワーアップ計画」の作成が必須。 ○事業(1)及び(2)の事業実施主体のうち、農業者、農業者団体、民間事業者については、「産地パワーアップ計画」に中心的経営体として位置づけられることが要件。 ○事業(2)ア及び(3)イ(ア)のリース方式等による農業機械は、本体価格が50万円以上のものに限る。 ○事業(2)イ(ア)については、施工費は補助対象外。 ○事業(2)イ(イ)については、作業賃貸も補助対象。 ○事業(3)の事業実施主体は、県農業再生協議会、地域農業再生協議会に限る。				
根拠法令等	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱									
申請時期・手続き等	4  5  6  7  8  9  10  11  12  1  2  3  4  5	事業計画申請・審査  交付申請 交付決定  助成金請求 確認検査 助成金支払  実施状況報告	補助対象事業・補助基準等	(1)整備事業 ①育苗施設 ②乾燥調製施設 ③穀類乾燥調製貯蔵施設 ④農産物処理加工施設 ⑤集出荷貯蔵施設 ⑥産地管理施設 ⑦用土等供給施設 ⑧被害防止施設 ⑨農業廃棄物処理施設 ⑩生産技術高度化施設 ⑪種子種苗生産関連施設 ⑫有機物処理・利用施設 (2)生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等 (ア)高収益作物、栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費(パイプ、被覆資材、ベンチ等の資材費) (イ)簡易な補助暗きよ、明きよの施工等に要する経費 (3)効果増進事業 ア 計画策定等に要する経費(旅費、報償費、需用費、使用料賃借料) イ 技術実証に要する経費 (ア)農業機械等のリース導入及びレンタル導入 (イ)事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費	事例等	令和3年度実施市町村(4市1町) [整備事業](3市1町) 柏市、野田市、東庄町、鴨川市 [生産支援事業](2市1町) 野田市、東庄町、山武市  令和4年度実施市町村(3市) [整備事業](1市) 鴨川市 [生産支援事業](2市) 東金市、南房総市  令和5年度実施市町村(4市) [整備事業](4市) 柏市 乾燥調製施設 君津市 乾燥調製施設 香取市 乾燥調製施設 山武市 乾燥調製施設 [生産支援事業](3市) 柏市 トランク 香取市 トランク、コンバイン等 山武市 トランク、田植機等	対象市町村等数	※	実施市町村等数(5年度)	4
		補助率・額	(1)整備事業 1/2以内 (2)生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 本体価格の1/2以内 イ 生産資材の導入等 1/2以内 (3)効果増進事業 定額(1/2相当)	備考	※補助要件に該当するもの 市町村(ただし、浦安市を除く。)					

助成事業名	ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業					
-------	-------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-8	県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2871
事業実施主体	市町村								関係省庁名

事業の目的・概要	イヌマキは、県の木であり植木産業にとって重要な樹種である。しかし、イヌマキを加害するケブカトラカミキリの被害が、生産は場に加え一般住宅や公共施設等の垣根、庭園樹等でも確認されている。そこで、イヌマキを保護し、生産者の経済的被害を最低限に食い止めるために本事業を実施する。		補助対象事業・補助基準等	1 事業内容 (1) 薬剤散布 本害虫の被害を受けている、若しくは受けていることが疑われる樹木について薬剤を散布する。	留意事項	事業実施主体は、本害虫の被害拡大の防止を目的とした団体に属する市町村とする。
	ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業実施要綱  ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業実施要領			(2) その他知事が特に必要と認める駆除対策 上記の(1)以外に特に必要と認められるもの。		
	4 計画協議・承認 補助金内示 補助金交付決定  5  6  7 (翌年度事業希望調査)  8  9  10 実施報告  11 確認検査  12  1  2  3  4  5 (翌年度事業ヒアリング)	2 対象樹木 本害虫の侵入により被害を受けている、若しくは、本害虫の侵入が疑われる、次の要件を満たしている樹木であること。 (1) 植木生産者が所有していない樹木であること。 (2) 専門的知識を有する者が防除の必要があると認めた樹木であること。 (3) 当該樹木の所有者から、本要領第3の事業を行うことの同意が得られている樹木であること。	事例等	平成29年度実施市町村（1市1町） 匝瑳市 1,040本、横芝光町 405本  平成30年度実施市町村（1市） 匝瑳市 1,000本  令和元年度実施市町村（1市） 匝瑳市 980本  令和2年度実施市町村（1市） 匝瑳市 1,000本  令和3年度実施市町村（1市） 匝瑳市 1,000本  令和4年度実施市町村（1市） 匝瑳市 1,000本  令和5年度実施市町村（1市） 匝瑳市 1,000本	対象市町村等数	8（※）
					実施市町村等数（5年度）	1
		1／2以内	備考	※対象市町村等数の内訳 「ケブカトラカミキリ対策協議会」に参加している市町村 旭市、東金市、香取市、匝瑳市、山武市、芝山町、多古町、横芝光町		

助成事業名	園芸産地における事業継続強化対策補助金				
-------	---------------------	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-9	県主管課	生産振興課	室等	園芸振興室	内線	2882
実施事業主体	市町村、農業団体、営農集団等								
関係省庁名	農林水産省								

事業の目的・概要	近年多発している台風・大雪等による農業用ハウスの災害被害対策を地域単位で構築するために県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」に基づき、災害対策マニュアルの作成や講習会の開催、農業用ハウスの補強などに助成し、災害被害防止対策の円滑かつ網羅的な推進を図る。	補助対象事業・補助基準等	1 事業内容 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 ア 取組主体：市町村 イ 補助対象：講習会の開催や協力体制の構築によるハウス復旧の実証取組等に必要な経費 (2) 既存ハウスへの被害防止対策 ア 取組主体：市町村 等 イ 補助対象： ハウス本体の補強、防風ネットの資材導入・設置にかかる費用、融雪装置、非常用電源の導入にかかる費用	○本事業は令和2年12月に閣議決定された「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられており、実施期間は令和7年度末までとされている。 ○事業に取り組む場合、対象ハウスは、あらかじめ県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」の要対策面積に位置づけられていることが必要。	留意事項
			2 採択条件 ・県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」に位置づけられた取組であること ・産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること。 ・「園芸産地における事業継続計画(案)」を策定すること ・補強等を行う対象施設は園芸施設共済又は民間保険に加入すること など		
請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 次年度事業計画要望</li> <li>2</li> <li>3 事業計画申請・審査</li> <li>4 交付申請</li> <li>5 交付決定</li> <li>6 前年度の実施状況報告</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>10</li> <li>11</li> <li>12.</li> <li>1</li> <li>2 実績報告書提出・確認検査</li> <li>3 事後評価・検証</li> </ul>	補助率・額	(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 定額 (2) 既存ハウスへの被害防止対策 1／2以内	※補助要件に該当するもの 市町村（ただし浦安市を除く。）	備考

助成事業名	千葉の農林水産物輸出促進事業					
-------	----------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-10	県主管課	販売輸出戦略課	室	輸出支援室	内線	3086
事業実施主体	市町村、営農組織等								関係省庁名

事業の目的・概要	県産農林水産物の輸出促進を図るために、輸出にチャレンジする生産者団体等が行う海外でのマーケット調査や販売促進活動、試験輸出等の取組や、海外へ輸出する際に必要な施設・機械等の整備を支援する。				補助対象	1. 事業対象経費 (1) 千葉の農林水産物輸出支援事業 (ソフト支援) ①海外輸出環境調査 海外での需要、消費動向等の調査 ②海外輸出生産体制整備 輸出に向けた新しい品目、品種、技術等の導入試験等による生産体制の整備 ③海外輸出環境整備 輸出に向けた試験輸出、商品開発、出荷方法の改善及び技術試験等による出荷環境整備 ④海外販売促進活動 海外における販売や広報等の販売促進活動 ⑤その他 知事が特に適当と認める活動等 (2) 千葉の農林水産物輸出環境整備事業（ハード支援） 海外販路の開拓、定着化に向けて、国内または海外で必要となる施設・機械等の整備	留意事項			
							令和2年度実施市町村 実施なし	令和3年度実施市町村 実施なし	令和4年度実施市町村 実施なし	
根拠法令等							令和5年度実施市町村 成田市			
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	公募（4月）  公募締切・審査（5月）  計画承認・内示、交付決定   遂行状況報告   実績報告、確認検査額の確定	事業・補助基準等	2. 基準 本県産の農産物、林産物、畜産物、水産物、植木及び農林畜産水産加工品（本県産農林畜産水産物を使用）	事例等	【事業の実施事例】 ・海外における見本市出展を通じたプロモーション活動の実施 ・海外における販売促進フェアの実施 ・新たな輸出先国の開拓に向けた、現地マーケット調査及び商談の実施 ・海外向け商品販売に係るパッケージ開発 ・海外への輸出販路開拓に向けた試験輸出 ・輸出向け農産物・商品の品質保持改善につながる専用保冷庫や包装機材の設置	対象市町村等数	54		
							実施市町村等数（5年度）	一		
			補助率・額	1／2以内	備考	※補助要件に該当するもの				

助成事業名	千葉県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業					
-------	------------------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-11	県主管課	販売輸出戦略課	室	輸出支援室	内線	3086
事業実施主体	法人、地方公共団体、適当と認められるもの						関係省庁名	農林水産省	

事業の目的・概要	食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、政府機関が定める輸入条件への対応等及び輸出向け認証取得への対応に必要となる施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一緒に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援する。			補助対象事業・補助基準等	[交付の対象] (1) 施設等整備事業 政府機関が定める輸入条件への対応及び輸出向け認証取得への対応に必要となる施設や機器の整備 (2) 効果促進事業 効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費		留意事項				
	[事業実施主体] 法人、地方公共団体、適当と認められるもの  [主な採択基準] ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 ・全体事業費が1千万円を超える場合は、交付対象事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費※の10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。 ・事業実施主体においてHACCPチームが編成されていること。なお、チームメンバーにはHACCP研修受講者を必ず含むこと（本事業により輸出拡大に取り組む品目が食品の場合に限る）。 ・輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目（製品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。 ・これまでに本事業又は類似事業（HACCP対応のための施設改修等支援事業等）を実施した者にあっては、認定・認証を取得済であること（取得予定であった場合）、かつ、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること（原料調達難等の場合であって、一定の要件を満たす場合はこの限りではない）。 ・その他、ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財務状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと。 ・輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること等				令和2年度実施市町村 実施なし 令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 東金市			令和2年度実施市町村 実施なし 令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 東金市			
根拠法令等	・千葉県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業補助金交付要綱 ・千葉県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業実施要綱				対象事例等			対象市町村等数 54			
申請時期・手続き等	要望調査（前年度1月頃）  4 計画承認申請 5 計画承認・内示 6 交付申請 7 交付決定  8 9 10 11 12 1 遂行状況報告 2 3 実績報告、確認検査 4 5 額の確定				実施市町村等数（5年度） 1			備考			
					事業費の1/2以内 (下限 250 万円、上限 5 億円 (1 申請あたり・補助金ベース))						

助成事業名	新規就農者育成総合対策						
-------	-------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-12	県主管課	担い手支援課	室等	就農支援班	内線	2904
実施事業主体	市町村			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入（経営発展支援事業）、研修向け農場の整備（農業教育高度化事業）、新規就農者への技術サポート（サポート体制構築事業）、就農に向けた研修資金、経営開始資金を交付する。				1 経営発展支援事業 令和6年度に経営を開始し、49歳以下で就農した認定新規就農者が、融資を受けて導入する農業機械や施設の取得等を補助する。	留意事項	1、2の交付主体は市町村 3の交付主体は県又は市町村 4の事業主体は市町村、協議会等 5の事業主体は農業大学校、農業高校市町村等
					2 経営開始資金 49歳以下で就農した認定新規就農者に対して、経営が不安定な就農直後の所得を確保するための資金を交付する。		経営発展支援事業・経営開始資金・農業次世代人材投資事業（経営開始型※）の活用事例 令和3年度実施市町村 47市町村（31市、15町、1村）
根拠法令等				3 就農準備資金 県が認定した研修機関等で1年以上研修を受け、49歳以下で就農する者に対し、資金を交付。	4 サポート体制構築事業 ①実践的な研修農場立上げに必要な経費、研修に必要な施設整備、機械・設備の導入等を支援。 ②地域の新規就農相談員の設置等の支援。 ③先輩農業者等による新規就農者のサポート活動実施等の支援。 ④社会人向けの農業研修の実施を支援。	事例等	令和4年度実施市町村 45市町村（29市、15町、1村）  令和5年度実施見込市町村 42市町村（27市、14町、1村）  ※経営開始資金の前身事業
時期・手続き等	4 5 補助金内示 補助金交付決定 6 補助金交付 7 8 9 10 補助金交付 11 12 1 2 3 実績報告 4 額の確定 5	12	1	5 農業教育高度化事業 農業教育機関等のリカレント教育や研修用機械・設備の導入等を支援	対象市町村等数	※	
					実施市町村等数（5年度）	42	
				1 経営発展支援事業 国1/2以内、県、1/4以内 事業費上限1,000万円（経営開始資金の交付対象者は、事業費上限500万円） 2 経営開始資金 国定額補助 150万円／年（最長3年間） 3 就農準備資金 国定額補助 150万円／年（最長2年間） 4 サポート体制構築事業 国1/2以内、国定額補助 5 農業教育高度化事業 国定額補助（リカレント教育等） 国1/2以内（機械・施設等の導入）	※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、浦安市を除く。）  R6 概算決定の内容。内容については今後変更の可能性あり。		
					備考		

助成事業名	経営体育成支援事業（うち融資主体型補助事業）							
-------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補・県単	分類	7-13	県主管課	担い手支援課	室等	経営体育成班	内線	2905
事業実施主体	市町村	関係省庁名 農林水産省							

事業の目的・概要	将来の地域の農業を担う者として地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が、経営改善に取り組む際に必要となる農業用機械等を、融資を受けて導入する場合に、その融資残に対して補助を行う			補助対象事業・補助基準等	地域計画が策定されている地域において目標地図に位置づけられた者が融資を受けて導入する農業機械や施設の取得・改良等 (基準) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 融資を受けて導入するもの</li><li>・ 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの</li><li>・ 価額が50万円以上のもの等</li></ul>	(助成対象者) 地域計画の目標地図に位置付けられた者 ただし、新規就農者にあっては「認定新規就農者」又は「認定農業者」に限る	国事業名 農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む））	留意事項	
	根拠法令等	担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱、農地利用効率化等支援交付金実施要綱 千葉県担い手確保・経営強化支援事業補助金等交付要綱・千葉県経営体育成支援事業実施要領							
申請時期・手続等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	計画協議  (次年度の事前要望調査) 計画承認・補助金内示  交付申請  補助金交付決定  (次年度の国要望調査)  実績報告 (市町村から助成対象者への支払は3月末日までに行う)					令和3年度実施市町村 (5市1町1村) 旭市、匝瑳市、横芝光町、長生村、いすみ市、富津市、南房総市  令和4年度実施市町村（3市1町） 東金市、山武市、大網白里市、一宮町  令和5年度実施市町村 (3市2町1村) 旭市、匝瑳市、鴨川市、白子町、栄町、長生村	事例等	
						対象市町村等数	※		
						実施市町村等数（5年度）	6		
				補助率・額	補助率 3／10以内 (ア)～(ウ)のうち最も低い額 (ア)助成対象経費×3／10 (イ)助成対象経費のうち融資額 (ウ)助成対象経費から融資額及び市町村助成額を控除して得た額  補助金上限 300万円等 (先進的農業経営確立支援タイプ個人1,000万円、法人1,500万円等) ※目標地図に位置付けられた者のうち目標年度の経営面積が一定の基準 (水田作等については20ha等)以上となる場合の上限額は600万円	備考	※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、浦安市を除く。）		

助成事業名	農業経営多角化支援事業						
-------	-------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-1-4	県主管課	担い手支援課	室等	経営体育成班	内線	2905
実施事業主体	農業者及び農業者団体等（認定農業者に限る。）								

事業の目的・概要	農業者の所得向上を図るため、他の農業者や商工業者等と連携して行う経営多角化の取組に必要となる加工機械・施設等の整備を支援する。	補助対象事業・補助基準等	[事業対象] 加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる加工機械・施設等の整備に必要な経費  [事業主体] 農業者、農地所有適格法人及び農業者が組織する団体等 (認定農業者に限る。ただし、農業者が組織する団体等においては、団体もしくは構成員の1戸以上が認定農業者であること)。	留意事項	令和3年度実施市町村（2市） 市原市、印西市  令和4年度実施市町村 実施なし  令和5年度実施市町村（2市） 鎌ヶ谷市、大網白里市
			[要件] ・交付決定の時点で有効な六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けていること。もしくは、千葉県農山漁村発イノベーションサポートセンター（千葉県6次産業化サポートセンター）の支援を受け、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領で定める経営改善戦略を作成していること。 ・六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画、もしくは農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーションサポート対策）実施要領で定める経営改善戦略に基づく取組であること。		
根拠法令等	農業経営多角化支援事業補助金交付要綱  農業経営多角化支援事業実施要領  農業経営多角化支援事業実施基準	申請時期・手続き等	4 計画協議 5 計画承認・補助金内示 6 補助金交付決定 7 (次年度の要望調査①) 8 9 10 11 12 1 2 実績報告 (次年度の要望調査②) 3 額の確定 補助金精算払い 4 5	事例等	対象市町村等数 ※ 実施市町村等数（5年度） 2
		補助率・額	1／3以内 ただし、市町村が1／6以上を補助する場合に限る（合計1／2の補助） 補助金の上限 3,000千円	備考	※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、千葉市、浦安市を除く。）

助成事業名	農業雇用労働力対策就業環境整備事業						
-------	-------------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-15	県主管課	担い手支援課	室等	経営体育成班	内線	2905
実施事業主体	認定農業者（法人、個人）								

事業の目的・概要	本県農業の維持・拡大を図るため農業従事者の確保が喫緊の課題となっている。 農業法人等が新たに高齢者・女性・障害者等（以下「高齢者等」という。）の多様な人材を雇用する際に、被雇用者が安心して農作業に取り組むため、休憩施設、更衣室など、就業環境の改善を目的とする施設や、被雇用者の居住施設を整備する際に要する経費を支援する。		補助対象事業・補助基準等	[助成対象] 新たに高齢者等を雇用することを前提に、次の施設を整備する際に要する経費 1. 就業環境改善施設 ア 休憩施設 イ 更衣室 ウ トイレ エ シャワー施設 オ バリアフリー施設  2. 居住施設  [事業主体] 認定農業者（法人、個人）  [要件] 事業実施主体が、事業完了後3年以内に新たに高齢者等を雇用する見込みがあること	留意事項 市町村を経由するため、市町村の予算措置が必要
	農業雇用労働力対策就業環境整備事業 補助金交付要綱  農業雇用労働力対策就業環境整備事業 実施要領				
根拠法令等	令和3年度実施市町村（4市町） 印西市、神崎町、大網白里市、 南房総市	令和4年度実施市町村（1市） 旭市	事例等	令和5年度実施市町村（2市） 南房総市（就業環境改善施設、居住施設）、旭市（就業環境改善施設）	
申請時期・手続き等	対象市町村等数 実施市町村等数（5年度）	※ 2	備考	※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、千葉市を除く。）	

助成事業名	農山漁村発イノベーション支援事業				
-------	------------------	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-16	県主管課	農地・農 村振興課	室等	農山漁村発イノベー ション班	内線	
事業実施主体	都道府県・市町村・民間団体等			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。			補助対象事業・補助基準等	1. 支援体制整備事業 市町村で6次産業化・地産地消推進協議会 <sup>*1</sup> （以下「市町村協議会」という。）を設置し、農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略を策定する取組に支援する。 〔事業実施主体〕市町村 〔採択要件〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・6次産業化等に関する戦略を策定すること</li></ul>	留意事項					
					2. 地域推進事業 農山漁村発イノベーションに取り組む農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた調査・検討、新商品開発・製造、販路開拓等の取組について支援する。 〔事業実施主体〕民間団体、市町村、市町村協議会等 〔採択要件〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・多様な事業者が連携（3者以上）するネットワークを構築している（する見込みがある）ことなど（一部事業メニュー）</li></ul>		令和元年度実施市町村 実施なし				
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）推進支援事業実施要領実施要領</li> <li>・千葉県農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）整備事業実施要領実施要領</li> <li>・千葉県農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）交付等要綱</li> </ul>				3. 加工施設整備支援事業 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等 <sup>*2</sup> が、多様な事業者と取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援する。 〔事業実施主体〕法認定を受けた民間団体等 〔採択要件〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・多様な事業者が連携（3者以上）するネットワークを構築している（する見込みがある）こと</li><li>・農村振興局長が定める資金の貸付けを受けることなど</li></ul>		令和2年度（1市） 君津市（加工施設の整備）				
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	<p>要望調査（前年度2月）</p> <p>妥当性協議、計画承認内示、交付決定</p> <p>事業実施状況の報告</p> <p>遂行状況報告</p> <p>実績報告、確認検査額の確定</p>			事例等	令和3年度実施市町村 実施なし	令和4年度実施市町村 実施なし	令和5年度実施市町村 実施なし			
					備考	対象市町村等数		54			
						実施市町村等数（5年度）		一			
					<p>※1：6次産業化・地産地消協議会とは行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成し、農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略を策定する</p> <p>※2：事業実施の前年度までに、「総合化事業計画」又は、「農商工等連携事業計画」の認定を受けていること</p>						

助成事業名	農業基盤整備促進事業					
-------	------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-17	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
実施事業主体	都道府県・市町村・農業者の組織する団体（土地改良区、農業協同組合等）			関係省庁名	農林水産省（関東農政局 農村振興部 農地整備課）				（関東農政局 農村振興部 水利整備課）

事業の目的・概要	担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境と整える必要がある。 地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図る。	<ポイント> 1 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農用地区域であること。 2 農業競争力強化に向けた取組方針等を定めた農業基盤整備計画を策定すること。 <事業内容> 1 農業基盤整備促進事業 ①きめ細かな基盤整備 ②整備済み農地の簡易な整備 2 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型) ①農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ②管理省力化のための農業用排水施設の整備 3 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ①長寿命化対策 ②防災減災対策	留意事項 国の事業再編、新規事業により、平成30年度から下記3事業（国事業名）で実施可能となった。 ・農業基盤整備促進事業 ・水利施設等保全高度化事業(簡易整備型) ・農業水路等長寿命化・防災減災事業
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業競争力強化農地整備事業実施要綱及び実施要領</li> <li>・水利施設等保全高度化事業実施要綱及び実施要領</li> <li>・農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び実施要領</li> <li>・農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱</li> <li>・土地改良事業関係補助金等交付要綱</li> <li>・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律ほか</li> </ul>	<p>補助対象事業・補助基準等</p> <p>・採択申請（要綱参照）（農業基盤整備促進事業、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）は採択前年度の11月末までに提出）</p> <p>4月 (採択通知)</p> <p>5月 (割当内示) ・補助金交付申請書の提出</p> <p>6月 (補助金交付決定)</p> <p>7月 ・第1四半期遂行状況報告</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>10月 ・第2四半期遂行状況報告</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>1月 ・第3四半期遂行状況報告</p> <p>2月</p> <p>3月 ・実績報告書の提出 (※事業完了から1ヶ月又は4月10日のいずれか早い期日)</p> <p>4月 ・事業達成状況報告書の提出 (※実施要綱参照)</p> <p>5月</p>	<p>留意事項 令和3年度実施市町村等 市町村 7地区 土地改良区 14地区</p> <p>令和4年度実施市町村等 市町村 7地区 土地改良区 16地区</p> <p>令和5年度実施市町村等 市町村 8地区 土地改良区 13地区</p> <p>対象市町村等数 ※</p> <p>実施市町村等数（5年度） 13</p>
申請時期・手続き等	<p>1 農業基盤整備促進事業 上欄①：定率助成 国:50%（※特定農山村等:55%） 県:14% 上欄②：定額助成（※事業種類により異なる）</p> <p>2 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型) 定率助成 国:50%（※特定農山村等:55%） 県:14%</p> <p>3 農業水路等長寿命化・防災減災事業 上欄①：定率助成 国:50%（※特定農山村等:55%） 県:14% 上欄②：定率助成 国:50%（※特定農山村等:55%） 県:14%～42%（※事業種類により異なる）</p>	<p>備考 一般補助施設整備等事業債充当可能（地方負担額の75%）</p> <p>※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市を除く。）、土地改良区、農業協同組合等</p>	

助成事業名	農業集落排水事業						
-------	----------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国 補	分類	7-18	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
実施事業主体	市町村	関係省庁名	農林水産省						

事業の目的・概要	1 農業集落排水施設整備 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図るために、し尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する。	補助対象事業・補助基準等	1 農業集落排水施設整備 汚水、汚泥又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設 (1) 受益戸数がおおむね20戸以上末端2戸以上の施設 (2) 汚水処理施設は、原則として処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模 (3) 処理対象は、農業集落における、し尿、生活雑排水等で重金属等の有害物質を含む恐れのある工場廃水等は含めない。	留意事項	他の類似施設との整備地域の調整が必要である。 処理対象人口が1,000人以上は、下水道部局との協議が必要である。
	2 機能診断及び最適整備構想策定 老朽化した農業集落排水施設の劣化状況を調査し、劣化度に応じて修繕や更新の組み合わせにより最適な整備構想を策定する。 3 調査・計画策定 農業集落排水施設の整備又は改築の施行に必要な調査及び計画の策定。		2 機能診断及び最適整備構想策定 (1) 既存施設を有効活用するものであり、施設機能の向上を主な目的としないもの。 (2) 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。		令和3年度実施市町村 千葉市、茂原市、香取市、九十九里町、一宮町
根拠法令等	・農山漁村地域整備交付金実施要綱及び実施要領 ・農山漁村地域整備交付金交付要綱 ・農村整備事業実施要綱及び実施要領 ・地方創生污水処理施設整備推進交付金交付要綱及び交付要領 ・土地改良事業関係補助金交付要綱	事例等	令和4年度実施市町村 千葉市、茂原市、香取市、一宮町、袖ヶ浦市		
	・採択申請（要綱参照）（農村整備事業）は採択前年度の10月末日までに提出  └ 4 予算内示通知 └ 5 補助金交付申請 交付決定通知、翌年度概算要求 └ 6 └ 7 └ 8 翌年度予算要求 └ 9 └ 10 └ 11 └ 12 └ 1 └ 2 └ 3 翌年度予算成立 当年度実績報告 └ 4 └ 5		令和5年度実施市町村 千葉市、茂原市、東金市、袖ヶ浦市、香取市、一宮町		
申請時期・手続き等	補助率・額	備考	対象市町村等数	※	
			実施市町村等数（5年度）	6	
1 2 3 4 5	1 農業集落排水施設整備 国 50% 県 10% 2 機能診断及び最適整備構想策定 国 定額 3 調査・計画策定 国 50% 県 10% ※千葉市のみ 国 50% 県 0%	備考	下水道事業債 充當率 90% ※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市を除く。）		

助成事業名	多面的機能支払交付金事業						
-------	--------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-19	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
実施事業主体	地域協議会、活動組織等								農林水産省

事業の目的・概要	農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等で構成される活動組織が行う地域資源（農地、水路、農道等）の管理などの保全管理活動及び地域住民を含む多様な主体により行われる地域資源の質的向上を図る活動に対して支援する。 また、農業の構造変化に対応した地域資源の保全管理について構想を作成する。		補助対象事業・補助基準等	1 農地維持支払 農業者等で構成される組織が行う、農地・水路等の草刈や泥上げなどの基礎的保全活動や、農村の構造変化に対応した体制拡充・強化、保全管理構想の作成に対して支援する。	留意事項	活動組織の要件は以下のとおり ① 代表者の定めがあること ② 農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）は、農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織。 資源向上支払（共同）は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織。 ③ 意思決定方法等を明確にした規約の制定や、事業目的や実施計画等を定め市町村から認定を受ける。		
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律			2 資源向上支払 (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 施設の軽微な補修や景観形成などの農村環境保全活動、または多面的機能の増進を図る活動に対して支援する。		令和3年度実績 実施地区数 1 農地維持支払 547 地区 2 資源向上支払 (1)共同活動 404 地区 (2)長寿命化 237 地区		
根拠法令等						令和4年度実績 実施地区数 1 農地維持支払 549 地区 2 資源向上支払 (1)共同活動 411 地区 (2)長寿命化 242 地区		
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 確認検査 4 実績報告 5 活動状況報告	申請（活動組織→市町村）	補助率・額	1 交付率 国 50%、県 25%、市町村 25% 2 主な交付単価 (1) 農地維持支払 田 3,000 円/10a, 畑 2,000 円/10a (2) 資源向上支払 ア 共同活動 田 2,400 円/10a, 畑 1,440 円/10a ※活動期間が5年を経過した組織、資源向上支払（長寿命化）を実施する組織は75%の単価となる。 イ 長寿命化 田 4,400 円/10a, 畑 2,000 円/10a 直営施行を実施しない場合 5 / 6 別に定める要件を満たさない場合、当該金額または集落敷に 200 万円を乗じて得た額のいざれか小さい額。	事例等	令和5年度実績 実施地区数 1 農地維持支払 547 地区 2 資源向上支払 (1)共同活動 407 地区 (2)長寿命化 245 地区	対象市町村等数 48※ 実施市町村等数（5年度） 45※	※補助要件に該当するもの 農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織等

助成事業名	中山間地域等直接支払交付金事業					
-------	-----------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-20	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2858
事業実施主体	農業者の組織する団体等								関係省庁名 農林水産省

事業の目的・概要	耕作放棄地の増加等により農業・農村の有する多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する。			【対象地域】 地域振興8法等指定地域、棚田地域振興法に係る指定棚田地域及び知事が定める特認地域  【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等  【対象活動】 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付。  【協定に定める事項】 ① 農業生産活動等を継続するための活動（必須） ② 体制整備のための前向きな取組他	留意事項	令和3年度実施市町村等 (13市町) 120協定で実施  令和4年度実施市町村等 (13市町) 123協定で実施  令和5年度実施市町村等 (13市町) 122協定で実施								
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律													
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	予算要望調査（前年度中）  当該年度の申請（6月末まで）  市町村による現地確認 (10月末まで)  予算要望調査 遂行状況報告 (1月末)  実績報告書の提出(3月末まで)	補助対象事業・補助基準等	主な交付単価	対象市町村等数 32  実施市町村等数（5年度） 13									
			補助率・額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価 (円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>急傾斜 (傾斜度 1/20以上)</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>急傾斜 (傾斜度 15°以上)</td> <td>11,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※集落戦略の作成を行わない場合は上記単価の8割</p>	地目	区分	交付単価 (円/10a)	田	急傾斜 (傾斜度 1/20以上)	21,000	畑	急傾斜 (傾斜度 15°以上)	11,500	平成27年度から平成31年度まで 第4期対策 令和2年度から令和6年度まで 第5期対策  ※実施市町村 館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、いすみ市、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
地目	区分	交付単価 (円/10a)												
田	急傾斜 (傾斜度 1/20以上)	21,000												
畑	急傾斜 (傾斜度 15°以上)	11,500												

助成事業名	イノシシ等有害獣被害防止対策事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）						
-------	---------------------------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-21	県主管課	農地・農村振興課	室	地域振興班	内線	2785
実施事業主体	地域協議会、市町村等								

事業の目的・概要	鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援する。			1 ソフト対策 (1) 事業内容 ①生息状況調査、被害状況調査 ②箱わな等、捕獲機材の導入 ③犬等を活用した追い払い ④放任果樹の除去 ⑤緩衝帯の整備 ⑥捕獲等に関する研修 ⑦ICT等を用いた危害軽減に確実に結びつく新技術実証 ⑧捕獲を含めたサルの複合対策 等	留意事項	平成21年までは「鳥獣害防止総合対策事業」として、国から地域協議会等へ直接交付していたが、22年度から県経由で交付することになった。 鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画が作成済み又は事業に着手するまでに作成が確実な市町村が対象で、国が指定する期間内に事業要望することが必要。			
						令和3年度実施市町村 (15市、7町) 千葉市、市原市、成田市、印西市、富里市、香取市、多古町、芝山町、睦沢町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市			
根拠法令等	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領			2 ハード対策 (1) 事業内容 ①侵入防止柵等の被害防止施設の整備 ②捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備 ③焼却施設	補助対象事業・補助基準等	令和4年度実施市町村 (16市、6町) 千葉市、市原市、佐倉市、印西市、富里市、香取市、多古町、大網白里市、芝山町、睦沢町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、館山市、鴨川市、南房総市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市			
申請時期・手続き等	4 計画承認・内示 補助金交付申請 補助金交付決定 5 6 7 8 9 10 11 12 1 実績報告 2 確認検査 3 額の確定			(2) 事業実施主体 地域協議会、市町村等地域協議会の構構員	事例等	令和5年度実施市町村 (19市、7町) 千葉市、市原市、成田市、佐倉市、八街市、印西市、富里市、香取市、多古町、大網白里市、芝山町、茂原市、睦沢町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市			
						対象市町村等数		※	
						実施市町村等数（5年度）		26	
				1 ソフト対策 国50%以内 (新規に事業を実施する市町村は200万円以内定額、鳥獣被害対策実施隊の取組は最大で300万円以内定額) 2 ハード対策 国50%以内 (侵入防止柵については、国50%以内または、資材費相当の定額) (条件不利地域は55%以内)	補助率・額	※補助要件に該当するもの 農地を持つ市町村で、「鳥獣被害防止特措法」にある被害防止計画を定めていることが条件となる。 浦安市を除く。			

助成事業名	獣害と戦う農村集落づくり事業					
-------	----------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-22	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2785
事業実施主体	地域協議会等								

事業の目的・概要	獣害の発生地域において、農村集落が集落ぐるみで徹底駆除を目標に捕獲や防護に取り組む活動及び人材育成を支援する。			1 事業内容  ・農作物等の被害状況及び有害獣の出没状況の把握 ・被害対策計画の策定 ・被害対策の実施（捕獲・防護・生息環境整備） ・成果、課題の取りまとめ及び周辺地域への普及  2 事業主体 市町村有害鳥獣対策協議会又はその市町村有害鳥獣対策協議会の構成員、その他知事が認める団体。	留意事項	令和3年度実績 実施地区数：6 成田市成井区、佐倉市岩名地区、佐倉市下志津地区、富里市新橋地区、富里市中沢地区、勝浦市杉戸地区  令和4年度実績 実施地区数：8 富里市新橋地区、富里市中沢地区、勝浦市 杉戸地区、大網白里市 小西地区、東金市 油井黒田地区、佐倉市 宮本地区、成田市 北須賀地区、 南房総市 荒川地区  令和5年度実績 実施地区数：8 大網白里市 小西地区、東金市 油井黒田地区、佐倉市 宮本地区、成田市 北須賀地区、 南房総市 荒川地区、旭市 上永井地区、鴨川市 奈良林地区、勝浦市 野川地区	
	根拠法令等 獣害と戦う農村集落づくり事業補助金交付要綱 獣害と戦う農村集落づくり事業実施要領						
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12	実施計画・交付申請 交付決定	補助対象事業・補助基準等	事例等	対象市町村等数		
					実施市町村等数（5年度）		
申請時期・手続き等	1 2 3 4 5	実績報告書・確認検査	補助率・額	備考	※補助要件に該当するもの 農地を持つ市町村で、市町村有害鳥獣対策協議会を設置していること、「鳥獣被害防止特措法」にある被害防止計画を定めていることが条件となる。浦安市を除く。		

助成事業名	農地耕作条件改善事業					
-------	------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-2-3	県主管課	農地・農村振興課	室等	農地集積 推進室	内線	2848
実施事業主体	都道府県・市町村・農業者の組織する団体（土地改良区、農業協同組合等）								関係省庁名 農林水産省（関東農政局 農村振興部 農地整備課）

事業の目的・概要	農地中間管理機構を介した扱い手への農地集積・集約化による農業経営の規模拡大や、稻作等から高収益作物への転換による高付加価値化を目的とする。 既に区画が整備されている農地の区画拡大や、暗渠排水の整備等、農業者の自力施工を活用した簡易な農地整備へ定額助成するほか、農地・農業水利施設の小規模な補修等、きめ細やかな整備に対し、定率助成する。			補助対象事業・補助基準等	<ポイント> 1 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域であること。 2 農地中間管理機構による扱い手への農地集積・集約化の取組が向上すること。 3 1地区あたり200万円以上 4 受益者数2者以上			留意事項		
					<事業内容> 1 きめ細かな基盤整備(定率助成) ①農業用排水施設 ②暗渠排水 ③土層改良 ④区画整理 ⑤農作業道（現況作業道の拡幅、舗装） ⑥農地造成 ⑦農用地の保全 ⑧営農環境整備支援 (耕作放棄地解消、侵入防止策等) 等					
根拠法令等	・農地耕作条件改善事業交付金交付要綱 ・農地耕作条件改善事業実施要綱 ・農地耕作条件改善事業実施要領 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ほか				2 農地の簡易な整備(定額助成) ①田・畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの) ②田・畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの) ③暗渠排水（間隔10m以下の新設） ④湧水処理 ⑤末端の畠地かんがい施設整備 ⑥土層改良（反転耕、客土、除礫等） ⑦更新整備 (用水路・排水路・農作業道等) 等			令和3年度実施主体 ○県営 3地区 ○農地中間管理機構(千葉県園芸協会) 9地区 ○土地改良区 2地区 ○市町村 2地区 ○農業法人 1地区		
申請時期・手続き等	・第1回採択申請 (採択前年度の3月中旬まで)			事例等	令和4年度実施主体 ○県営 2地区 ○農地中間管理機構(千葉県園芸協会) 5地区 ○土地改良区 2地区 ○市町村 2地区 ○農業法人 1地区			令和5年度実施主体 ○県営 2地区 ○農地中間管理機構(千葉県園芸協会) 5地区 ○市町村 2地区 ○農業法人 2地区		
	4月 (採択通知) 5月 (割当内示) ・補助金交付申請書の提出 6月 (補助金交付決定) 7月 • 第2回採択申請 (7月中旬まで) (採択通知) 8月 (割当内示) ・補助金交付申請書の提出 9月 (補助金交付決定) ・第3回採択申請 (9月中旬まで) 10月 (採択通知) (割当内示)				11月 • 補助金交付申請書の提出 (割当内示) 12月 1月 • 遂行状況報告 2月 3月 • 実績報告書の提出 (※事業完了から1ヶ月又は4月 10日のいずれか早い期日) 4月 • 事業達成状況報告書の提出 (※実施要綱参照) 5月					
				補助率・額	1 定率助成 国:50% (※特定農山村等:55%) 県:14% (※機構営の場合:27.5%) 2 定額助成 上欄①:3.5~30万円/10a 〃 ②:16.5~50万円/10a 〃 ③:7.5~22.5万円/10a 〃 ④:12.5~24.5万円/100m 〃 ⑤:13~34.5万円/10a 〃 ⑥:16~31万円/10a 〃 ⑦:8~26万円/10a			※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市を除く。）、土地改良区、農業協同組合等	備考	

助成事業名	最適土地利用総合対策事業					
-------	--------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-24	県主管課	農地・農村振興課	室	農地集積推進室	内線	2848
事業実施主体	都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構								農林水産省（関東農政局 農村振興部 農村計画課）

事業の目的・概要	中山間地域等において、将来の土地利用構想を整理し、地域の活性化を図ることを目的とし、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、最適な土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援する。			補助対象事業・補助基準等	[実施要件]           1) 市町村、農業者、地域住民が参画すること           2) 原則として、中山間地域等における複数集落を対象とし、都道府県がその対象を選定すること           3) 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること           4) 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと           5) 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと           6) 5年間以上粗放的利用又は耕作を実施すること（水稻を除く）           7) 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の作成または作成の見込みがあること	留意事項			
	・農山漁村振興交付金交付等要綱 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 等						令和5年度実施市町村 実施なし		
申請時期・手続き等	4 第1回申請受付(4月下旬まで) ・事業申請書の提出 (計画の承認) ・交付申請書の提出 (交付決定)  5  6 ※今後の申請受付の詳細は未定。  7  8  9  10  11 ・土地利用構想の策定 (構想の承認) ・整備事業実施  12  1 ・遂行状況報告書の提出  2  3 ・年度別事業実施計画の提出  4  5	補助率・額	○ソフト：定額 ・土地利用構想の概定、実証事業、土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、省力化機械の導入：交付額上限 1,000万円/年 ・粗放的利用体制整備のうち放牧や蜜源・綠肥作物等の管理経費等：交付額上限 10,000円/10a 緩衝帯整備やビオトープ、計画的な植林の管理経費等：交付額上限 5,000円/10a ・農用地保全等推進員の措置：交付額上限 250万円/年  ○ハード：定率（55%以内）、交付額上限 2,000万円/年 放牧に関する整備、蜜源作物等の栽培等に関する整備（刈払、耕起、土壤改良等）、農用地保全のための基盤整備（農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等）、農用地保全のための農業環境整備（トイレ、農業用ハウス等）	備考	対象市町村等数 ※ 実施市町村等数（5年度） 0				
					市町村 ※事業対象 ・中山間地域等に該当するもの ・補助要件に該当するもの ・浦安市を除く				

助成事業名	農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業				
-------	-----------------------------	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-25	県主管課	農地・農村振興課	室等	地域振興班	内線	2782
事業実施主体	外来水生植物が発生している地域内の農業者等で構成される組織					関係省庁名			

事業の目的・概要	地域で保全管理している農業用用排水施設において発生する外来水生植物について、農業者等で構成される組織が行う駆除活動等に対し助成し、外来水生植物の定着・拡散を防止する。		補助対象事業・補助基準等	【対象地域】 外来水生植物が発生している地域内又は侵入し拡散するおそれがある地域  【対象者】 対象地域内の農業者等  【補助対象施設】 実施主体が保全管理する農業用用排水施設等及び農用地  【補助対象】 補助対象施設における外来水生植物の防除に要する経費。なお、運搬・処分の委託を除いた、駆除等に係る委託費及び人件費、組織運営等に係る経常的な経費は対象外。  【組織の主要な要件】 ・規約を有し、その規約において代表者、会計責任者、内部監査方法が定められていること ・構成員が3人以上であり、農業者が1人以上いること ・農用地や水路等の保全管理を継続的に行うこと 他	留意事項			
根拠法令等						令和6年度新規事業のため事例無し		
申請時期・手続き等	4	予算要望調査	補助率・額	補助対象経費の2/3以内	事例等	対象市町村等数		53
	5	交付申請・交付決定				実施市町村等数（5年度）		
	6					令和6年度新規事業		
	7							
	8							
	9				備考			
	10							
	11							
	12							
	1							
	2							
	3	実績報告書・確認検査						
	4							
	5							

助成事業名	環境保全型農業直接支援対策事業（環境保全型農業直接支払交付金）					
-------	---------------------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-26	県主管課	環境農業推進課	室等	みどり・耕畜連携推進室	内線	2773
実施事業主体	農業者団体等				関係省庁名	農林水産省			

事業の目的・概要	環境保全型農業の推進に際して、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、環境保全型農業に取り組み、かつ地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を営む農業者団体等に対して助成する。	補助対象事業・補助基準等	1 環境保全型農業直接支払交付金 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い下記営農活動の取組 【全国共通】 ① 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+堆肥の施用 ② 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+カバークロップの作付け ③ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+リビングマルチ ④ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+草生栽培 ⑤ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+不耕起播種 ⑥ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+長期中干し ⑦ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+秋耕 ⑧ 有機農業の実施 【地域特認】 ⑨ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+冬期湛水管理 ⑩ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減+炭の投入 【取組拡大加算】 ⑪ 農業者団体内で新たに有機農業の取組を行う者への指導・助言 2 推進交付金 市町村が実施する事業推進に係る事務 ○ 支援の対象者 次の要件を満たす農業者団体等とする。 ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること。 ・みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること。(R5 時点。R6 変更の可能性あり) ・環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと。	留意事項	令和元年度実施市町村(19市、9町) 市原市外 27団体  令和2年度実施市町村(15市、8町) 市原市外 22団体  令和3年度実施市町村(17市、7町) 市原市外 23団体  令和4年度実施市町村(19市、7町) 市原市他 25団体  令和5年度実施市町村(19市、7町) 市原市他 25団体	事例等			
申請時期・手続き等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱、同実施要領 千葉県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱	4 農業者団体等からの申請受付 (市町村) 事業計画 営農活動計画書 交付申請書 (6月末まで)	9 内示 10 交付決定	11	12	1 實施状況報告 2 実績報告書・額の確定 3 交付請求・支払 4 営農活動実績報告書 (4月末まで)	補助率・額	※ ※補助要件に該当するもの 市町村(ただし、浦安市を除く。)	備考
								※ ※補助要件に該当するもの 市町村(ただし、浦安市を除く。)	

助成事業名	「環境にやさしい農業」推進事業						
-------	-----------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-2-7	県主管課	環境農業推進課	室等	みどり・耕畜連携推進室	内線	2773
事業実施主体	農業者団体、農業者								関係省庁名

事業の目的・概要	土づくり等を基本に、化学合成された農薬や肥料の使用を削減する農業者を育成するための技術の導入を支援する事で、「環境にやさしい農業」の取組拡大と技術向上を図る。	補助対象事業	1. 事業の内容 「千葉県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に定めた、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術等を実践するために必要な機械・施設及び資材等の導入経費の一部を支援する。	留意事項	市町村における「環境にやさしい農業」に関する推進体制が整備されていること。  市町村が特に必要と認める農業者とは ・認定農業者、認定新規就農者 ・または、市町村の「人・農地プラン(地域農業マスター プラン)」において、地域の中心となる経営体として位置付けられている農業者
			2. 事業主体 「エコファーマー」、「ちばエコ農産物」又は「有機 JAS 農産物」認定を受けている(認定・申請予定含む)、3戸以上で構成される農業者団体又は、市町村が特に必要と認める農業者(1戸1法人含む)		
根拠法令等	「環境にやさしい農業」推進事業実施要領、同補助金交付要綱	3. 補助対象 ○堆肥等有機質資材導入に必要な機械・施設 ○緑肥作物利用に必要な機械・施設 ○局所施肥に必要な機械 ○有機質肥料施用に必要な機械 ○温湯種子消毒機 ○機械除草機 ○対抗植物の利用に必要な機械 ○土壤還元消毒機 ○熱利用土壤消毒機 ○光利用技術の導入に必要な機械等 ○除草用動物利用に必要な資材 ○天敵等生物農薬に必要な資材 ○被覆栽培に必要な資材 ○フェロモン剤利用に必要な資材 ○イチゴ用炭酸ガス処理機※1 ○水稻ポット苗移植機※1 ○果樹白紋羽病治療用温水点滴処理機※1 ○高能率水田用除草装置※1	令和3年度実施市町村(4市、1町) 木更津市、松戸市、匝瑳市、いすみ市、睦沢町	事例等	令和3年度実施市町村(4市、1町) 木更津市、松戸市、匝瑳市、いすみ市、睦沢町
申請時期・手続き等	4 5 } 実施計画協議 6 } 計画承認・内示 7 } 交付申請 8 } 交付決定 9 } 中間検査 10 11 } 施工検査 12 } 実績報告 1 } 額の確定 2 } 交付請求・支払 3 } 明年度実施希望調査 4 5	4. 補助率 (1) 農業者団体 機械・施設 : 1/2 以内 資材等 : 1/3 以内 (2) 農業者(個人・法人) 機械(特認の機械のみ) : 1/3 以内	令和4年度実施市町村(3市) 大網白里市、鎌ヶ谷市、九十九里町	事例等	令和4年度実施市町村(3市) 大網白里市、鎌ヶ谷市、九十九里町
			令和5年度実施市町村(2市) 木更津市、南房総市	事例等	令和5年度実施市町村(2市) 木更津市、南房総市
			対象市町村等数	※2	対象市町村等数
			実施市町村等数(5年度)	2	実施市町村等数(5年度)
			備考	※2 補助要件に該当するもの市町村(ただし、千葉市、浦安市を除く。)	※2 補助要件に該当するもの市町村(ただし、千葉市、浦安市を除く。)

助成事業名	有機農業産地づくり推進事業						
-------	---------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-28	県主管課	環境農業推進課	室等	みどり・耕畜連携推進室	内線	2773
実施事業主体	市町村等							関係省庁名	農林水産省

事業の目的・概要	市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画の策定を支援する。	1 事業内容 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援する。  2 補助対象となる取組 ①構想の聴取（農業者、事業者、住民、専門家等からの意見の聴取等） ②試行的な取組の実施（団地化、集出荷体制の構築、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置、地場での加工品製造等） ③実施計画の取りまとめ ④検討会の開催（農業者や事業者、消費者、専門家等の関係者を参考した検討会） ⑤取組の実践（計画に基づく生産・流通・加工関連や消費関連の取組の実施）	留意事項	令和4年度実施市町村(2市) 佐倉市、木更津市  令和5年度実施市町村(3市町) 佐倉市、木更津市、神崎町
根拠法令等	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱  千葉県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱	補助対象事業・基準等	事例等	
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 } 計画協議 計画承認・内示 交付申請 交付決定  1 2 } 実施状況報告、実績報告書・額の確定 交付請求・支払 3 4 5 6 7 事業実施状況の報告 8 9 事業の評価報告	3 事業実施主体 市町村又は市町村が参画する協議会	対象市町村等数	※
		4 補助率 補助額	実施市町村等数(5年度)	3
		2 分の 1 以内、上限については有機農業実施計画の策定 1,000 万、有機農業実施計画の実現 1 年目 800 万円・2 年目 600 万円、飛躍的な拡大産地の創出 1,000 万円)	備考	※補助要件に該当するもの 市町村

助成事業名	ジャンボタニシ防除対策事業					
-------	---------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-29	県主管課	環境農業推進課	室	肥料・農薬班	内線	2888
事業実施主体	地域防除対策協議会								関係省庁名

事業の目的・概要	R2~4 年度にジャンボタニシ緊急防除対策事業を実施し、地域ぐるみで取り組む総合的な防除対策の取組が定着しつつある。一方、畠田が多く冬期の耕うんができるない、地域外からの耕作者の同意が得られないなど、当該事業を活用できない地域もあった。		補助対象事業・補助基準等	1 事業内容 市町村ジャンボタニシ防除対策協議会（以下、「地域協議会」という）を設置し、地域の実情に応じて防除対策を検討、選択、実践する取組に対し助成する。 (1) 助成対象 ・地域協議会の設置経費 ・地域協議会の地区推進員の活動経費 ・防除対策推進は場の設置経費 トラップ、浅水管理、ドローン測量による均平作業前後の写真撮影・解析及び均平作業、厳冬期前の耕うん、冬期の重機による共用水路の泥上げ	留意事項	ジャンボタニシ緊急防除対策事業 (令和2年~4年) 令和2年度実施 12市町村 (市原市、成田市、印西市、神崎町、匝瑳市、山武市、茂原市、一宮町、長生村、白子町、いすみ市、鴨川市) 令和3年度実施 14市町村 (成田市、印西市、神崎町、匝瑳市、山武市、大網白里市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長南町、いすみ市、鴨川市) 令和4年度実施 11市町村 (佐倉市、八街市、印西市、東庄町、旭市、匝瑳市、山武市、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村) 令和5年度実施 7市町村 (成田市、東庄町、旭市、横芝光町、茂原市、一宮町、長生村)	
	このため、地域の実情に応じて防除対策を選択できるようにし、取り組む地域の拡大を図る。また、浅水管理の効果を高める、ドローン測量を活用した均平作業など、耕種的・物理的防除の普及を図る。			(2) 実施主体 市町村ジャンボタニシ防除対策協議会（構成機関：農業者団体、市町村、農業事務所等）			
根拠法令等	ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱及び実施要領		事例等	対象市町村等数		※	
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	事業計画書提出・審査 地区決定  実績報告・確認検査 (2~3月)	補助率・額	実施市町村等数（5年度）		7	
		・地域協議会の設置経費（1市町村 1協議会） 上限額 50,000円以内/1協議会 ・地区推進員の活動経費 上限額 60,000円以内/1協議会 ・防除対策推進は場の設置経費 上限額（10aあたり）トラップ 2,000円以内、浅水管理 1,000円以内、ドローン撮影・均平作業 10,000円以内、耕うん 1,000円以内、泥上げ 500円/m以内		備考	※補助要件に該当するもの 地域防除対策協議会		

助成事業名	有機転換推進事業					
-------	----------	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-30	県主管課	環境農業推進課	室等	みどり・耕畜連携推進室	内線	2773
実施事業主体	市町村等				関係省庁名	農林水産省			

事業の目的・概要	有機農業の取組面積の拡大に向けて、化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援する。	1 事業内容 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援する。  2 交付申請者 以下の全ての事項を満たす者。 ①慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者、又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者であること。 ②営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。 ③販売を目的としていること。 ④本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。 ⑤「環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けていること又は成果目標年度までにこれらの認定を受ける予定であること。  3 事業実施主体 市町村又は市町村が参画する協議会	既に有機農業を実践している農業者が、同一品目で面積を拡大した場合は本事業の対象とならない。
根拠法令等	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱  千葉県みどりの食料システム戦略交付金交付要綱	補助対象事業・補助基準等	令和5年度実施市町村(3市) 佐倉市、長南町、いすみ市
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12  1 2 3 4 5 6 7  8 事業評価報告	計画協議 計画承認・内示 交付申請 交付決定  実施状況報告、実績報告書・額の確定 交付請求・支払	事例等  対象市町村等数 ※ 実施市町村等数（5年度） 3
	補助率・額	4 交付単価 2万円／10a以内 (ただし、交付申請者の申請に当たっての下限面積は10aとする)	※補助要件に該当するもの 市町村  備考

助成事業名	消費・安全対策交付金							
-------	------------	--	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-31	県主管課	畜産課	室等	家畜衛生対策室	内線	2938
事業実施主体	都道府県、市町村、農業者団体等								関係省庁名 農林水産省

事業の目的・概要	農畜水産物の安全性の向上、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止			【事業内容】 1 農畜水産物の安全性の向上 (1) 農薬適正使用・管理の指導・人材育成、農薬残留確認調査の実施 (2) 海洋生物毒のモニタリングのための調査分析  2 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止 (1) 家畜伝染病の監視体制の整備・強化、発生予防、まん延防止対策、畜産物の安全性向上、野生動物の対策強化 (2) 養殖管理体制の整備のための総合推進会議開催、養殖衛生管理指導 (3) 重要病害虫の調査・防除等の手法の確立、実施  3 地域での食育の推進  【基準等】 1 目標値の設定 2 国のガイドラインによる実施 等	留意事項	令和元年度実施市町村等 農業者団体 1団体 東庄町
	消費・安全対策交付金実施要綱 等					
等申請時期・手続き	4	・実施計画承認申請 ・実施計画承認 ・内示 ・交付申請 ・交付決定	補助対象事業・補助基準等	令和2年度実施市町村等 農業者団体 9団体 横芝光町	事例等	
	5			令和3年度実施市町村等 農業者団体 7団体 銚子市		
	6			令和4年度実施市町村等 農業者団体 1団体 千葉市		
	7			令和5年度実施市町村等 農業者団体 4団体 任意組合 2団体 千葉市 船橋市 木更津市		
	8					
	9	・変更交付申請（必要な場合） ・変更交付決定				
	10	・(翌年度実施計画ヒアリング)				
	11	・(翌年度事業計画(案)作成)				
	12					
	1	・(翌年度事業計画(案)提出) ・(翌年度事業計画の事前協議)				
等申請時期・手続き	2		補助率・額	対象市町村等数	※	
	3			実施市町村等数(5年度)	3	
	4	・実績報告 ・額の確定 ・交付金請求(精算払の場合) ・交付金支払		※補助要件に該当するもの 市町村、農業者団体、任意組合		
	5					

助成事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業					
-------	---------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-32	県主管課	畜産課	室等	企画経営室	内線	2927
事業実施主体	畜産クラスター協議会								関係省庁名 農林水産省

事業の目的・概要	高収益型畜産経営体制を構築するため、国庫補助事業を活用して、地域の中心的経営体となる畜産農家等の施設整備に對して助成し、当該地域における畜産関連産業の活性化を図る。			補助対象事業・補助基準等	地域ぐるみで高収益型の畜産経営を目指す体制を畜産クラスターとして認定し、その中に位置づけされた畜産農家等の経営体の施設整備に對し、国庫補助(1/2以内)を実施する。	留意事項			
	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領				対象 中心的経営体の収益性向上等に必要な施設				
根拠法令等				申 請 時 期 ・ 手 続 き 等	事業実施主体 畜産クラスター協議会	事例等	令和3年度実施市町村等 ・実施協議会数 3団体 ・実施事業数 3事業		
申 請 時 期 ・ 手 続 き 等	4	・事業計画申請 ・実施計画承認 ・内示 ・交付申請 ・交付決定	取組主体 畜産クラスター計画に中心的経営体と位置づけられた畜産農家等		令和4年度実施市町村等 ・実施協議会数 3団体 ・実施事業数 3事業				
	5		採択要件 事業要領に定められた畜産クラスター計画認定基準を満たすクラスター計画を作成していること		令和5年度実施市町村等 ・実施協議会数 1団体 ・実施事業数 1事業				
	6		補助金の流れ（市町村：間接補助） 「国」→「県」→「市町村」→「畜産クラスター協議会」						
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	1								
	2		補助率・額						
	3		1/2以内						
	4		備考	※畜産クラスター協議会数 40団体（令和6年1月末現在）					
	5			※畜産クラスター協議会の構成員 畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）等					

助成事業名	さわやか畜産総合展開事業				
-------	--------------	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-33	県主管課	畜産課	室等	環境飼料班	内線	2944
実施事業主体	市町村、農協、営農集団、畜産農家								
関係省庁名									

事業の目的・概要	家畜排せつ物の適正な管理及び処理を推進し、家畜たい肥の利用促進を図るため、処理施設の機能向上を支援します。  また、地域と共に存した畜産経営の確立を図るために、臭気低減等の施設整備を支援します。		○さわやか畜産総合展開事業（県単）  ・ 対象 ①周辺環境整備：堆肥化、液肥化、浄化処理施設等に付加設置する脱臭装置や脱水装置、膜濾過装置等の臭気対策及び排水対策施設・機械 ②機能向上整備：既存施設を有効活用して機能向上や高効率化を図る再整備に必要な施設・機械  ・ 事業実施主体 市町村、農協、営農集団、畜産農家  ・ 採択要件 畜産農家1戸の場合 ①認定農業者 ②農業所得が総収入の1/2以上	留意事項  施設の過大装備及び過剰投資の防止を図り、健全な経営の維持・継続を推進する。		
根拠法令等	千葉県畜産振興事業補助金交付要綱  家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律		令和3年度実施市町村等(1市) ○さわやか畜産総合展開事業 旭市 (1事業)			
申請時期・手続き等	4 実施計画協議 5 事業計画書提出 6 翌年度事業要望提出 7 補助金交付申請 8 9 10 11 12 翌年度事業実施ヒアリング  ↓ 1 実績報告 2 3 4 5	令和4年度実施市町村等(1市) ○さわやか畜産総合展開事業 旭市 (1事業)  令和5年度実施市町村等(1市) ○さわやか畜産総合展開事業 旭市 (1事業)	対象市町村等数 実施市町村等数(5年度) ※ 1	事例等  ※補助要件に該当するもの 市町村、農業協同組合、営農集団、畜産農家		

助成事業名	県産飼料自給体制整備事業						
-------	--------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-3-4	県主管課	畜産課	室等	環境飼料班	内線	2943
実施事業主体	飼料作物生産者集団等								

事業の目的・概要	高騰する輸入粗飼料から国産飼料への転換を図り、粗飼料自給率の向上及び酪農経営の安定化を図るため、飼料生産に必要となる機械等の整備や二期作・二毛作の実施に対する支援を行う。	○県産飼料自給体制整備支援事業（県単） 1. 自給飼料生産機械 (飼料播種用機械、飼料収穫用機械、飼料調製用機械、飼料運搬用機械 等)  2. 二期作・二毛作の実施に係る種子費用、肥料・農薬費用、梱包資材費用等に係る経費（1の経費に対する補助を受ける実施主体のうち二期作・二毛作に初めて取り組む場合に限る）	地域の諸条件に適応した技術の確立・普及が図られるよう留意するとともに、機械の整備等に当たっては、飼養頭数、使用頻度、地域実情等を勘案し、過度な投資とならないように十分配慮すること。	留意事項
根拠法令等	千葉県畜産振興事業補助金交付要綱 県産飼料自給体制整備事業実施要領	補助対象事業・補助基準等	事業実施主体：農家3戸以上による飼料作物生産者集団 等  採択要件：新規に延べ10ha以上の飼料作付面積を拡大すること。	令和5年度事例(6市) ・市原市 ・佐倉市 ・香取市 ・旭市 ・いすみ市 ・南房総市
申請時期・手続き等	4 5 実施計画協議 6 事業計画書提出 翌年度事業要望提出 7 補助金交付申請 8 9 10 11 12 1 翌年度事業実施ヒアリング 2 実績報告 3 4 5	補助率・額	○県産飼料自給体制整備支援事業 1. 機械の導入費 ・1／3以下：新たに延べ10ha以上の飼料生産面積を拡大 ・1／2以下：新たに延べ20ha以上の飼料生産面積を拡大	※補助要件に該当するもの 農家3戸以上による飼料作物生産者集団 対象市町村等数
				※ 実施市町村等数(5年度)
				6
				備考

助成事業名	林道開設事業
-------	--------

国補・県単別	国補	分類	7-35	県主管課	森林課	室等	治山・保安林班	内線	2962
実施事業主体	市町村、森林組合等			関係省庁名	林野庁				

事業の目的・概要	民有林における林道網の整備を図るために、必要な林道施設の新設又は改築を目的とする事業。	補助対象事業・補助基準等	1 対象とする林道の種類は、自動車道とし、その構造は林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通達）による。	留意事項	林業の用に供するために新設された林道の利用区域内森林が開発により、森林以外へ転用されたり、新設した林道が他の目的に用途変更されることのないように計画段階での十分な調査検討が必要である。
			2 補助対象路線は、森林法に基づいて知事が策定する地域森林計画に記載された路線であること。		
根拠法令等	森林・林業基本法、森林法 林業関係事業補助金交付要綱	3 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が50ヘクタール以上であり、次式により算出される数値が0.9以上であること。 $\frac{V}{100F_1+30F_2} + \frac{F_3+F_4}{F_1+F_2}$ これらの式において、V,F1,F2,F3及びF4は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V：当該林道に係る森林（国有林を除く）の蓄積（単位：立方メートル） F1：当該林道に係る針葉樹の森林（国有林を除く）の利用区域面積（単位：ヘクタール） F2：当該林道に係る広葉樹の森林（国有林を除く）の利用区域面積（単位：ヘクタール） F3：当該林道に係る人工植栽に係る森林以外の森林（人工造林予定森林（国有林を除く）に限る）の利用区域面積（単位：ヘクタール） F4：当該林道に係る林齡が15年以下の人工植栽に係る森林（国有林を除く）の利用区域面積（単位：ヘクタール）	令和3年度実績 実績なし  令和4年度実績 実績なし  令和5年度実績 実績なし	事例等	令和3年度実績 実績なし  令和4年度実績 実績なし  令和5年度実績 実績なし
申請時期・手続き等	4 内示 5 6 交付申請 7 8 9 翌年度計画概要書提出 10 11 12 1 翌年度事業ヒアリング 2 3 予算成立 4 5	補助率・額	※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、千葉市、習志野市、浦安市を除く。）、森林組合等	備考	対象市町村等数 ※ 実施市町村等数（5年度） —

助成事業名	森林整備事業						
-------	--------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補・県単	分類	7-36	県主管課	森林課	室等	森林整備班	内線	3630
実施事業主体	市町村、森林組合、NPO法人等			関係省庁名	林野庁				

事業の目的・概要	森林整備を計画的に推進し、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資する。		1 補助対象事業 (1) 森林吸収源対策間伐促進事業【国補】 地球温暖化防止のため森林吸収源対策として森林経営計画・特定間伐等促進計画に即して計画的かつ効率的に行う搬出間伐 (2) 造林・保育事業【国補】 面的なまとまりのある森林において、森林経営計画や協定に基づいて行う造林、下刈等の森林整備 農山漁村地域整備計画に即して行う市民参加による森林の造成や所有森林の市民開放を目的とした森林整備 (3) 竹林拡大防止事業【国補】 竹林化した荒廃森林及び放置竹林を森林に再生するため、跡地への植栽を前提として行う竹林伐採 (4) 災害に強い森づくり事業【国補・県単】 道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、風倒木や土砂流出等によるインフラ施設への被害未然防止につながる森林整備を支援 (5) サンブスギ林総合対策事業【国補・県単】 溝腐病の被害を受けたサンブスギ林における被害木等の伐倒・搬出、跡地植林及び運搬への助成 (6) 県単森林整備事業【県単】 国庫補助事業の採択要件に満たない箇所について、国庫補助と一体となって行う森林整備 2 補助基準等 (1) 事業規模 0.05ha以上(県単森林整備事業等) 0.10ha以上(上記以外) (2) その他事業メニューによる	※計画策定が必要等、諸条件有  留意事項  令和3年度実施市町村(25市町) 南房総市外24市町  令和4年度実施市町村(25市町) 南房総市外24市町  令和5年度実施市町村(29市町) 南房総市外28市町	
申請時期・手続き等	<p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7 計画</p> <p>8 内示</p> <p>9 申請</p> <p>10 交付決定</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3 実績報告</p> <p>4 支払い</p> <p>5</p>	補助対象事業・補助基準等	事例等	対象市町村等数 ※ 実施市町村等数(5年度見込) 29	
補助率・額	補助率 1/10・4/10・5/10・5.5/10・6.5/10・7/10以内 (事業のメニュー等による)	備考	※補助要件に該当するもの 市町村(ただし、習志野市、浦安市を除く。)、森林組合、NPO法人等		

助成事業名	森林経営計画推進事業						
-------	------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-37	県主管課	森林課	室等	森林政策室	内線	3684
実施事業主体	市町村、森林所有者、森林組合等								

事業の目的・概要	森林法の改正により、平成24年度から「森林施業計画」制度に代わり、面的なまとまりをもって集約化や路網整備等に関する計画を作成する「森林経営計画」制度が始まった。森林経営計画は地域における自主的かつ計画的な森林整備の推進に必要不可欠であることから、森林経営計画作成の支援を行う。		森林経営計画を作成するために必要な下記の事業を行うのに要する経費に対して補助する。  (1) 森林経営計画作成説明会の開催 (2) 森林経営計画作成の準備 (3) 森林経営計画作成に必要な森林の現況調査 (4) 森林経営計画の作成	留意事項						
					令和3年度実施市町村 (6市、4町) 東金市、山武市、芝山町、横芝光町、 多古町、勝浦市、いすみ市、鴨川市、 南房総市、大多喜町					
根拠法令等	森林法		補助対象事業・補助基準等	事例等	令和4年度実施市町村 (4市、1町) 勝浦市、いすみ市、鴨川市、南房総市、 大多喜町					
申請時期・手続き等	4 5 交付申請 6 交付決定 7 8 9 10 11 12 1 2 3 実績報告・交付請求 4 5				令和5年度実施市町村 (見込：4市、1町) 勝浦市、いすみ市、鴨川市、南房総市、 大多喜町					
					対象市町村等数					
					実施市町村等数(5年度見込)					
	補助率・額	補助率：事業費の1/2以内 補助限度額：森林経営計画作成 3,000円/ha (令和4年度まで) 20,000円/ha (令和5年度以降)		備考	※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、習志野市、浦安市を除く。）、森林組合、森林所有者等					

助成事業名	小規模治山緊急整備事業				
-------	-------------	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-38	県主管課	森林課	室等	治山・保安林班	内線	2962
実施事業主体	市町村								関係省庁名

事業の目的・概要	天然現象による山地災害の復旧に必要な措置を講じ林地の保全を図る。		補助対象事業・補助基準等	天然現象に起因して発生した山地災害の復旧や林地の保全等のために行う治山事業のうち、国庫補助事業に該当しない箇所のうち、以下に該当するものを対象とする。		留意事項	市町村長は、当該事業施行地の治山台帳を作成し、善良な管理者の注意をもって管理し、その機能の保全に努めるものとする。	
	林業関係事業補助金交付要綱 小規模治山緊急整備事業実施要領			1 保全対象が、人家2戸以上のものまたは、公共施設（学校、官公署、病院、林道等）  2 1箇所の事業費が200万円以上のもの  3 保安林であること。ただし、地すべり防止区域で実施する地すべり防止事業についてはこの限りではない			令和3年度実施市町村 市原市、東金市、いすみ市、長南町、長柄町（3市2町）  令和4年度実施市町村（1市） いすみ市  令和5年度実施市町村（2市1町） 市原市、館山市、横芝光町	
請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 予算内示</li> <li>5 交付申請</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8 翌年度計画概要書提出</li> <li>9 翌年度事業ヒアリング</li> <li>10</li> <li>11</li> <li>12</li> <li>1</li> <li>2</li> <li>3 予算成立</li> <li>4</li> <li>5</li> </ul>		補助率・額	1／3以内		備考	対象市町村等数	※
				実施市町村等数（5年度）			3	
				※補助要件に該当するもの 市町村（ただし、千葉市を除く。）				

助成事業名	宝くじ桜寄贈事業					
-------	----------	--	--	--	--	--

国補・県単別	その他	分類	7-39	県主管課	森林課	室等	森林政策室	内線	2951
事業実施主体	公益活動をする団体等(市町村含む)								関係省庁名 (公財)日本さくらの会

事業の目的・概要	宝くじの社会貢献広報事業による助成を受けて、桜の植栽、育成、保存を図り、豊かな自然環境・生活環境を保全することを目的に桜の若木を配布する事業である。			補助対象事業・補助基準等	植栽した桜を育成、手入れ、保存する公益活動団体等に桜若木を配布する事業		留意事項		
	[配布対象] 公益活動団体等 (市町村、NPO、自治会等)				[植栽箇所要件] (1) さくらが周辺の環境とよく調和し、自然景観をより向上させ将来さくら名所になり得る箇所 (2) 植栽計画、手入れ保全体制が整備されている箇所 (3) 原則として新植地				
根拠法令等	なし	4	申請書提出		[配布本数] 1箇所あたり、50~450本			令和3年度実施市町村(1市、1団体) 館山市、千葉市内の団体	
申請時期・手続き等		5						令和4年度実施市町村(2町、2団体) 大多喜町、鋸南町	
		6						令和5年度実施市町村(3町、3団体) 長南町、大多喜町、鋸南町	
		7	配布先決定				事例等	※実施主体は市町村及び、任意団体	
		8							
		9							
		10							
		11							
		12						対象市町村等数	
		1	桜若木配布					※	
		2							
		3						実施市町村等数(5年度)	
		4						3	
		5					備考	※下記の要件に該当するもの 宝くじ桜を植栽、育成、手入れ、保存し、自然環境、生活環境の保全という公益活動をする団体等(市町村を含む)	

助成事業名	ちばの木の香る街づくり推進事業					
-------	-----------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-40	県主管課	森林課	室等	森林経営管理室	内線	2966
事業実施主体	市町村、民間事業者 等								関係省庁名

事業の目的・概要	公共建築物や多くの県民が利用する展示効果の高い民間施設において、県産木材を使用した内装等の木質化や木製品の設置に係る経費を支援することにより、県産木材の利用促進を通じて森林の健全な育成を図る。			補助対象事業・補助基準等	1. 対象施設 公共建築物 民間の展示効果の高い施設 2. 対象県産木材の要件 間伐等または適正な手続きを経て主伐後に再造林等が計画されている森林から伐採されていること 等 3. 対象施設の要件 (1)県内に所在すること。 (2)補助事業者が所有し、又は維持管理する施設であること。 (3)施設利用者が特定の団体や契約会員等に限定されず、不特定多数の方が利用できること。また、事業実施後、8年以上継続的に不特定多数の者の利用が見込まれること。 (4)内装等の木質化のみ実施する場合は、木質化する延べ面積が合計で20 m <sup>2</sup> 以上であること。 (5)県産木材の使用率は、総木材使用材積に対して内装等の木質化は80%以上、木製品の設置は原則として100%であること。 (6)事業実施年度の2月末までに、内装等の木質化の工事又は木製品の設置が完了する見込であること。 (7)補助対象施設に、事業名と、県産木材を使用して整備したことを施設利用者に対して明示するための表示板などを設置すること。	留意事項
	ちばの木の香る街づくり推進事業補助金交付要綱 ちばの木の香る街づくり推進事業実施要領 ちばの木の香る街づくり推進事業募集要領					
根拠法令等	(令和6年度の予定)			事例等	【令和3年度事業】 令和3年度補助施設所在市町村(5市) 我孫子市、鎌ヶ谷市、袖ヶ浦市、八街市、白井市 【令和4年度事業】 令和4年度補助施設所在市町村(10市) 千葉市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、鎌ヶ谷市、白井市、山武市、長柄町、大多喜町 【令和5年度事業】(見込み) 令和5年度補助施設所在市町村(11市) 千葉市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市	
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	募集開始 (申請ごとに応)	事業計画書及び事業計画承認申請書提出、内示(随時)	対象市町村等数	※	
		交付申請・交付決定 事業実施(随時)	実施市町村等数 (5年度見込み)	11		
		事業完了、実績報告、完成調査、請求書提出、支払い(随時)	備考	※補助要件に該当するもの 市町村、社団法人・財団法人・社会福祉法人等の団体(法人格を有するものに限る)、民間事業者(法人登記がある者に限る)。		
		※募集締切時期は定めていないが、予算がなくなり次第終了するとともに、要件の一つに「事業実施年度の2月末までに、内装等の木質化の工事又は木製品の設置が完了する見込であること」の規定がある。				
		補助率・額				
		1. 補助率 補助対象経費の1/2以内 上限100万円 ただし、年間の利用者数が延べ2万人以上で、既定の表示板設置のほかに独自に県産木材のPRに取り組み、特に高い展示効果が見込まれる施設について、上限額を400万円とする。 2. 補助対象経費 ・内装等の木質化に係る工事費(資材費と労務費及び諸経費の合計金額、取り壊し等の経費は除く)。 ・木製品の購入、設置に要する経費(購入費、加工費、組立費、設置費、運搬費)				

助成事業名	千葉県水産業強化施設整備支援事業				
-------	------------------	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-41	県主管課	水産課	室等	振興班・流通加工班	内線	3045
事業実施主体	市町村、水産業協同組合等			関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	本県水産業を活力ある産業として健全に発展させて行くため、市町村、水産業協同組合等が「浜の活力再生プラン」の取組に位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に資する施設の整備に要する経費の一部を助成する。			1. 養殖施設 2. 海面資源増殖施設 3. さけ・ます増殖施設 4. 内水面増殖施設 5. ノリ養殖競争力強化に資する施設 6. 漁業共同利用施設 7. 加工流通共同利用施設 8. 利用向上施設 9. 環境改善施設 等	留意事項	本事業は、水産庁長官の承認を受けた「水産業強化支援事業計画」に基づき実施する。				
	—					—				
根拠法令等						補助対象事業・補助基準等	本事業の対象は「水産業強化支援事業計画」に基づいて計画的に行われる共同利用施設整備や水産資源の維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に資する施設整備であって、事業に係る要件は、対象施設ごとに定められている。	事例等	令和3年度実施市町村（2市） 船橋市、富津市	
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	内定通知  交付申請書提出 交付決定  翌年度要望ヒアリング（県）  事業実施  翌年度実施事業 ヒアリング（国）  事業完成  実績報告書提出 完成検査 補助金の額の確定  交付請求書提出 補助金交付  翌年度計画書提出						令和4年度実施市町村（2市） 船橋市、南房総市		
								令和5年度実施市町村（3市） 木更津市、南房総市、いすみ市		
								対象市町村等数	※	
								実施市町村等数（5年度）	3	
				13／30以内～6／10以内				※補助要件に該当するもの 市町村、水産業協同組合等		
				補助率・額				備考		

助成事業名	水産業構造改善施設整備事業補助金					
-------	------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-42	県主管課	水産課	室等	振興班	内線	3051
事業実施主体	市町村、水産業協同組合等								関係省庁名

事業の目的・概要	本県漁業の構造改善を促進し、水産物の流通の合理化並びに水産加工業の協業化及び経営の合理化を図る、水産業協同組合等に助成を行う。			1. 漁船漁業近代化施設整備事業 2. 流通改善施設整備事業 3. 渔村環境、地域資源活用施設整備事業 4. 公害防止施設整備事業 5. 共販事業促進施設整備事業 等	事業主体 ・市町村 ・千葉県漁業協同組合連合会 ・千葉県水産加工業協同組合連合会 ・千葉県内水面協同組合連合会 ・漁業協同組合 ・漁業生産組合 ・水産加工業協同組合	水産業協同組合等が事業を行うのに必要な当該事業に要する経費に対し、市町村がその経費の3/10以上を補助する場合における当該事業に要する経費を助成するもの	留意事項
	—						
根拠法令等		補助対象	事業・補助基準等				
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	補助率・額	3/10以内		令和3年度実施市町村等 該当なし		
					令和4年度実施市町村等 該当なし		
					令和5年度実施市町村等（1市） いすみ市		
		事例等					
					対象市町村等数	※	
					実施市町村等数（5年度）	1	
		備考			※補助要件に該当するもの 市町村、水産業協同組合等		

助成事業名	水産物ブランド力向上支援事業					
-------	----------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-43	県主管課	水産課	室等	流通加工班	内線	3045
事業実施主体	市町村、水産業協同組合等								関係省庁名

事業の目的・概要	地域の特性を生かした水産物のブランド化を推進し、水産物の認知度を向上させるとともに販売促進を図るため、市町村、水産業協同組合、水産加工業者等が実施する水産物ブランド力向上支援事業に要する経費に対し、補助金を交付する。			1 ブランドチャレンジ支援事業 ①地域水産物のブランド化育成に係る会議、研修に要する経費 ②地域水産物の品質向上等に係る調査研究に要する経費 ③地域水産物の販売促進、PR活動に要する経費  2 千葉ブランド水産物フォローアップ事業 ①認定品のタグ・パッケージ等変更に要する経費 ②認定品の品質向上等に係る調査研究に要する経費 ③認定品の販売促進、PR活動に要する経費	千葉ブランド水産物フォローアップ事業については、千葉ブランド水産物認定事業者、又は認定事業者の所在する市町村が対象となる。	留意事項	
	水産物ブランド力向上支援事業費補助金交付要綱、水産物ブランド力向上支援事業実施要領						
根拠法令等			補助対象事業・補助基準等	令和3年度実施団体（4団体） 令和4年度実施団体（4団体） 令和5年度実施団体（6団体）		事例等	
申請時期・手続き等	<p>※随時受け付けているため、一例を記載</p> <p>4 補助金説明会</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10 計画書提出 内示</p> <p>11 交付申請書提出 交付決定</p> <p>12</p> <p>1 実績報告書・額の確定・交付請求書・補助金交付</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>			1、2ともに、備品購入に係る経費は補助対象外			
		補助率・額	対象市町村等数		※	備考	
			実施市町村等数（5年度）		6		
		1／2以内		※補助要件に該当するもの 市町村、水産業協同組合等			

助成事業名	海業による地域活性化支援事業					
-------	----------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	7-44	県主管課	水産課	室等	振興班	内線	3051
事業実施主体	地域の海業推進協議会等								関係省庁名

事業の目的・概要	地域における個性や魅力を活かした新たな海業を計画的に推進するために必要な関係者協議、事業化検討及び計画作成に係る取組を支援し、先行事例の創出により他地域への横展開を図る。		1 漁協、市町村、商工会等による協議会の設立・運営に係る経費 2 経済効果分析や費用分析、先進地事例調査等の実施に係る経費 3 地域の「海業推進事業計画」作成に係る経費	留意事項			
	根拠法令等	—					
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	※一例を記載  補助金説明会  計画書提出 内示 交付申請書提出 交付決定	補助対象事業・補助基準等	事例等			
					対象市町村等数		※
					実施市町村等数（5年度）		—
					1／2以内		※補助要件に該当するもの 地域の海業推進協議会等
					補助率・額		
					実績報告書・額の確定・交付請求書・補助金交付		備考

助成事業名	地域水産物供給基盤整備事業（魚礁）						
-------	-------------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補・県補	分類	7-45	県主管課	漁業資源課	室等	漁場環境整備班	内線	3039
事業実施主体	市町村					関係省庁名	水産庁		

事業の目的・概要	天然礁及び既存漁場を補完・拡充するため、コンクリートブロック等の耐久性構造物を海中に設置し、主に魚類を対象とする魚礁漁場を造成し、沿岸漁家の経営の安定を図る。		補助対象事業	採択要件 ・共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場施設の設置をするもの ・共同漁業権の設定されている区域の原則として同一市町村の漁港等の登録漁船隻数の総数が100隻程度以上あること ・計画事業費が3億円を超えるもの		留意事項	天然礁及び既存漁場の分布・利用状況等を充分把握し、魚礁設置に係る増産目標量の根拠を明確にすること。		
	漁港漁場整備法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱								
申請時期・手続き等	4 補助金内定通知・実施計画書提出 5 補助金交付申請 補助金交付決定通知 6 翌年度予算概算要求ヒアリング 7 8 9 10 11 12 1 翌年度予算実施要求ヒアリング 2 3 実績報告書提出・額の確定・補助金請求書提出・補助金交付 4 5	補助基準等	事例等	令和3年度実施市町村 実施なし  令和4年度実施市町村 実施なし  令和5年度実施市町村 実施なし					
				対象市町村等数 21※		実施市町村等数(5年度) 一			
申込書類等	5／6以内 内訳 国・3／6 県・2／6	補助率・額	備考	一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90%		※対象市町村等数は、補助要件に該当するもの。			

助成事業名	淡水魚かい類種苗放流事業					
国補・県単別	県単	分類	7-46	県主管課	漁業資源課	室等 資源管理班 内線3037
事業実施主体	漁業協同組合	関係省庁名				

事業の目的・概要	内水面漁業資源の維持増大を図るために、漁業協同組合等が行う種苗放流事業に対し助成する。		補助対象事業	1 事業内容 内水面の漁業協同組合等が実施する、フナ、ウナギ、アユ等の種苗やワカサギ卵の放流事業に対し助成を行う。	留意事項	
				2 補助の対象 ①市町村又は千葉県内水面漁業協同組合連合会が淡水魚かい類種苗放流事業を行うのに要する経費  ②内水面の漁業協同組合又は淡水魚養殖生産組合が淡水魚かい類の種苗放流事業を行うのに要する経費に対し、市町村がその経費の3分の1以上を補助する場合における当該補助に要する経費		
根拠法令	千葉県栽培漁業振興総合対策事業補助金交付要綱					令和2年度実施市町村 (14市町15件) 松戸市、多古町外12団体 事業費 13,627千円
申請時期・手続き等	4 実施計画書提出・補助金内示通知 5 補助金交付申請書提出 6 補助金交付決定通知 7 8 9 10 11 12 1 2 3 実績報告書提出・額の確定・補助金請求書提出・補助金交付 4 5	補助基準等			令和3年度実施市町村 (14市町15件) 松戸市、多古町外12団体 事業費 13,809千円	
					令和4年度実施市町村 (14市町15件) 松戸市、多古町外12団体 事業費 17,032千円	
					令和5年度実施市町村 (14市町16件) 松戸市、多古町外12団体 事業費 18,542千円	
					対象市町村等数	14
					実施市町村等数(5年度)	14
		補助率・額	1/3以内		備考	※対象市町村等数は、事業計画を提出した市町村等数に基づいている。

助成事業名	外海砂浜性貝類種苗放流事業						
国補・県単別	県単	分類	7-47		県主管課	漁業資源課	室等
事業実施主体	漁業協同組合		関係省庁名	資源管理班 内線3037			

事業の目的・概要	チョウセンハマグリ等の外海砂浜性貝類の維持増大を図るため、漁業協同組合等が実施する種苗放流事業に対し助成する。		補助対象事業	1 事業内容 漁業協同組合等が実施するチョウセンハマグリ等の外海砂浜性貝類の種苗放流事業に対して助成を行う。	留意事項				
				2 補助の対象 ①市町村が当該種苗放流事業を行うのに要する経費 ②漁業協同組合が当該種苗放流事業を行うのに要する経費に対し、市町村がその経費の2分の1以上(チョウセンハマグリ以外の貝類は3分の1以上)を補助する場合における当該補助に要する経費					
根拠法令	千葉県栽培漁業振興総合対策事業補助金交付要綱		補助基準等	事例等	令和2年度実施市町村 (3市町4件) 鴨川市、旭市、九十九里町 事業費 952千円	事例等			
申請時期・手続き等	4 実施計画書提出・補助金内示通知 5 補助金交付申請書提出 6 補助金交付決定通知 7 8 9 10 11 12 1 2 3 実績報告書提出・額の確定・補助金請求書提出・補助金交付 4 5				令和3年度実施市町村 (3市町4件) 鴨川市、旭市、九十九里町 事業費 950千円				
					令和4年度実施市町村 (3市町4件) 鴨川市、旭市、九十九里町 事業費 2,320千円				
					令和5年度実施市町村 (3市町4件) 鴨川市、旭市、九十九里町 事業費 2,320千円				
					対象市町村等数 10				
					実施市町村等数(5年度) 3				
	備考	※実施市町村は、要望調査の結果をもって決定している。							

助成事業名	地域水産物供給基盤整備事業						
-------	---------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-48	県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
事業実施主体	市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会							関係省庁名	水産庁

事業の目的・概要	地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、第1種漁港等の漁港施設の整備を行う。		補助対象事業・補助基準等	採択基準  (1) 第1種又は第2種漁港であって、1漁港当たりの計画事業費が5億円を超えるもの (2) 1漁港当たりの港勢が次のいずれかを満たすもの ・利用漁船の実隻数が50隻程度以上 ・登録漁船隻数が50隻程度以上 ・陸揚げ金額が1億円程度以上		留意事項		
	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱						令和3年度実施市町村等 実施なし	
根拠法令	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 交付申請	5 翌年度概算要求	6 翌年度概算要求	7	8	9	令和4年度実施市町村等 実施なし	令和5年度実施市町村等 実施なし
申請時期・手続き等	10 第一回内示変更（その都度）	11	12 最終内示変更	13	14	15	16	17
							対象市町村等数	※
							実施市町村等数（5年度）	一
							一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90%	
							過疎債充当可能 地方負担額の100%	
							※補助要件に該当するもの 市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会	

助成事業名	海岸保全施設整備事業						
-------	------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-49	県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
事業実施主体	市町村（海岸管理者）								

事業の目的・概要	国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため(高潮対策)又は貴重な国土を海岸侵食から守るため(侵食対策)、海岸保全施設の新設・改良等を行う事業。 海岸保全施設の経年劣化や損傷による機能低下の対策として、長寿命化計画の策定や老朽化対策を行う事業(老朽化対策)		補助対象事業 ・補助基準等	採択基準 ・高潮、浸食対策 高潮・波浪・津波(高潮対策)、又は侵食(侵食対策)による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、防護面積・防護人口が1km当たり、5ha以上又は50人以上を基準とする。 総事業費は市町村営で1億円以上であること。 ・老朽化対策 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。ただし海岸保全施設の新設又は平成32年度までに事業に着手する場合については、長寿命化計画の策定を条件としない。 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であり必要性が認められ、事業計画が策定されていること。 総事業費は市町村営で2,500万円以上であること。 長寿命化計画の策定は平成32年度まで策定すること。	留意事項 令和3年度実施市町村 実施なし 令和4年度実施市町村 実施なし 令和5年度実施市町村 実施なし						
	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱										
根拠法令	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 交付申請 5 翌年度概算要求 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 第一回内示変更（その都度） 11 12 最終内示変更 翌年度予算実施計画ヒアリング 1 2 3 予算成立 4	申請時期・手続き等		事例等	対象市町村等数 8 実施市町村等数(5年度) 一						
			補助率・額	(単位：%) <table border="1"><tr><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>50</td><td>32.5</td><td>17.5</td></tr></table>	国	県	地元	50	32.5	17.5	備考 一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90% ※補助対象： 市町村（海岸管理者に限る。）
国	県	地元									
50	32.5	17.5									

助成事業名	海岸環境整備事業							
国補・県単別	国補	分類	7-50	県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線
事業実施主体	市町村（海岸管理者）			関係省庁名	水産庁			3018

事業の目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土の保全とあわせて、海岸部において、より海浜利用が増進される機能の整備を図る事業。</li> <li>・著しい侵食に対して養浜の実施により前浜を回復する事業。</li> <li>・階段工と一緒にとして遊歩道又は植栽を単年度若しくは2箇年施行で整備し、効果を発揮できる事業、海岸利用者の安全性の確保を図るために安全情報伝達施設を整備する事業。</li> <li>・自然環境との調和、個性ある地域づくりに資する事業。</li> <li>・広域的な一連の海岸において多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定及び施設の新設、改良を行う事業。</li> </ul>		補助対象事業	<p>採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に公営の公園等の施設のある区域又は計画中の区域において、より海浜利用が増進される機能が発揮できる必要最小限のもの。また、本事業で造成された施設等は地方公共団体が一元的に管理運営できるものであること。</li> <li>・侵食傾向が著しく海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難である海岸、また、海岸施設の設置に環境上の制約がある海岸であること。</li> </ul> <p>総事業費が1億円以上であること。</p>		留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成3年度から駐車場整備が認められた。</li> <li>・平成4年度から緑地・広場整備が認められた。</li> </ul>							
	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱			<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の海岸保全施設があり、海水浴等の利用が高い海岸であること。</li> <li>・既設の海岸保全施設があり、海水浴等の利用が高い海岸であること。</li> </ul> <p>総事業費が1千万円以上であること。</p>			令和3年度実施市町村 実施なし							
根拠法令等			補助基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財の史跡、景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸、または国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るための改良を行う事業であること。</li> <li>・広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化、海岸の観光資源としての魅力を向上させることなど、施設の特色を生かした自主的・戦略的取組を推進するものであること。</li> </ul> <p>総事業費が1億円以上であること。</p>		事例等	令和4年度実施市町村 実施なし							
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財の史跡、景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸、または国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るための改良を行う事業であること。</li> <li>・広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化、海岸の観光資源としての魅力を向上させることなど、施設の特色を生かした自主的・戦略的取組を推進するものであること。</li> </ul> <p>総事業費が1億円以上であること。</p>			令和5年度実施市町村 実施なし							
申請時期・手続き等	<p>4 予算内定通知 事業計画ヒアリング</p> <p>5 交付申請</p> <p>6 岩年度概算要求</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10 第一回内示変更（その都度）</p> <p>11</p> <p>12 最終内示変更</p> <p>1 習年度予算実施計画ヒアリング</p> <p>2</p> <p>3 予算成立</p> <p>4</p>	補助基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の海岸保全施設があり、海水浴等の利用が高い海岸であること。</li> <li>・既設の海岸保全施設があり、海水浴等の利用が高い海岸であること。</li> </ul> <p>総事業費が1千万円以上であること。</p>		事例等	令和3年度実施市町村 実施なし		令和4年度実施市町村 実施なし						
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財の史跡、景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸、または国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るための改良を行う事業であること。</li> <li>・広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化、海岸の観光資源としての魅力を向上させることなど、施設の特色を生かした自主的・戦略的取組を推進するものであること。</li> </ul> <p>総事業費が1億円以上であること。</p>			令和5年度実施市町村 実施なし							
手続等		補助率・額	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>1／3</td> <td>1／3</td> <td>1／3</td> </tr> </table>		国	県	地元	1／3	1／3	1／3	備考	対象市町村等数 8		一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90% ※補助対象： 市町村（海岸管理者に限る。）
国	県	地元												
1／3	1／3	1／3												
					実施市町村等数(5年度) 一									

助成事業名	漁業集落環境整備事業						
-------	------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-5-1	県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
事業実施主体	市町村			関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	漁業集落等における生活環境の改善や防災安全の確保等を総合的に図るために、衛生関連施設や防災関連施設の整備事業を行う。		採択要件 ①人口 300 人〔集落排水施設は 100 人〕以上、5,000 人以下（ただし、離島、辺地等の条件不利地域は 50 人以上、5,000 人以下） ②漁業依存度又は漁家比率が第 1 位の集落（このほか、集落排水施設については水質汚濁の防止を図る必要性が高い水域に面する集落を含む） ③全体事業費が 3 千万円以上のもの	留意事項 調査費補助あり。
	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱			
根拠法令等				
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 第一回内示変更（その都度） 11 12 最終内示変更 翌年度予算実施計画ヒアリング 3 予算成立 4	補助基準等 補助率・額	事例等 対象市町村等数 実施市町村等数（5 年度）	令和 3 年度実施市町村 実施なし  令和 4 年度実施市町村 実施なし  令和 5 年度実施市町村 実施なし
			15 ※	
			一	
			備考 ・一般公共事業債充当可能（漁業集落排水施設を除く。） 地方負担額の概ね 90 % ・過疎債充当可能（漁業集落排水施設） 地方負担額の概ね 50 % ・下水道事業債充当可能（漁業集落排水施設） 地方負担額の概ね 100 %  ※対象市町村等数は、行政区域内に漁港が存在する市町村数	

助成事業名	漁港環境整備事業						
-------	----------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-52	県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
事業実施主体	市町村			関係省庁名	水産庁				

事業の目的・概要	漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、緑地、防災施設、休憩所等の整備を行う。		補助対象事業	採択要件 ①全体計画面積が2,500m <sup>2</sup> 以上、ただし、第1種漁港及び第2種漁港については1,200m <sup>2</sup> 以上であるもの。 ②全体事業費が5千万円以上であるもの。		留意事項								
根拠法令等	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱		補助基準等			事例等	令和3年度実施市町村 実施なし							
							令和4年度実施市町村 実施なし							
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 第一回内示変更（その都度） 11 12 最終内示変更 翌年度予算実施計画ヒアリング 1 2 3 予算成立 4	補助率額			(単位：%) <table border="1"><tr><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>50</td><td>25</td><td>25</td></tr></table>	国	県	地元	50	25	25	備考	令和5年度実施市町村 実施なし	
国	県	地元												
50	25	25												
						対象市町村等数 15※								
				実施市町村等数（5年度） 一			一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90% ※対象市町村等数は、行政区域内に漁港が存在する市町村数							

助成事業名	漁村再生交付金						
-------	---------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-5-3	県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
事業実施主体	市町村							関係省庁名	水産庁

事業の目的・概要	近年の漁場環境の悪化、漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により地域全体の活力が低下しており、このような課題に柔軟に対応し、地域の創造力を生かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進する。	補助対象事業	事業内容 漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤と漁村の生活環境施設の総合的な整備	留意事項									
			事業種目 漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁港環境施設整備、漁業集落環境施設整備、地域創造型整備  総事業費は1億円以上12億円以下										
根拠法令等	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱	業・補助基準等	令和3年度実施市町村 実施なし	事例等	令和4年度実施市町村 実施なし	令和5年度実施市町村 実施なし							
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請  6 翌年度概算要求  7 8 9 10 第一回内示変更（その都度） 11 12 最終内示変更 翌年度予算実施計画ヒアリング 1 2 3 予算成立 4	補助率・額	対象市町村等数 実施市町村等数（5年度）	備考	15※	—	・一般公共事業債充当可能（地域創造型整備等を除く。） 地方負担額の概ね90% ※対象市町村等数は、行政区域内に漁港が存在する市町村数						
		(単位：%) <table border="1"><tr><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>50</td><td>25</td><td>25</td></tr></table>	国	県	地元	50	25	25					
国	県	地元											
50	25	25											

助成事業名	水域環境保全創造事業						
-------	------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-54	県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
事業実施主体	市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会					関係省庁名	水産庁		

事業の目的・概要	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行う。		補助対象事業	事業内容 たい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善  事業種目 浚渫、作れい、耕うん、客土、覆土等、海水交流施設（水路等）の設置、着定基質の設置（投石、コグートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設）並びにこれらに関連する事業及び漁港区城内における水質の保全等水域の環境保全のための浚渫事業、導水事業及び耕うん事業、水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備  総事業費は1千万円以上		留意事項			
	根拠法令等								
申請時期・手続き等	4 予算内定通知 事業計画ヒアリング 5 交付申請 6 翌年度概算要求 7 8 9 10 第一回内示変更（その都度） 11 12 最終内示変更 翌年度予算実施計画ヒアリング 1 予算成立 2 3 4	補助基準等				事例等	令和3年度実施市町村等 実施なし  令和4年度実施市町村 実施なし  令和5年度実施市町村 実施なし		
							対象市町村等数	※	
							実施市町村等数（5年度）	—	
		補助率・額	(単位：%)	国	県	地元			
				50	25	25			
							一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90%		
							※補助要件に該当するもの 市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会		

助成事業名	漁港機能増進事業						
-------	----------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	国補	分類	7-55	県主管課	漁港課	室等	漁港整備班	内線	3018
事業実施主体	市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会					関係省庁名	水産庁		

事業の目的・概要	漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取組を推進する。	補助対象事業	事業内容 漁港の利用者や生産者の就労環境の改善や漁港施設の有効活用など、漁港施設の増進を図る。	留意事項	令和3年度実施市町村等 実施なし  令和4年度実施市町村 実施なし  令和5年度実施市町村 実施なし
			事業種目 1. 省力化・軽労化・就労環境改善施設（岸壁・用地等の屋根、防風防雪防暑施設、浮体式係船岸 等） 2. 有効活用促進施設（港内の増養殖施設、用地舗装、岸壁等の施設の改良 等） 3. 安全対策向上施設（津波バリア施設、避難はしご 等）その他海岸保全施設		
根拠法令等	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱	補助基準等	申請時期・手続き等	事例等	対象市町村等数 ※
4	予算内定通知 事業計画ヒアリング				実施市町村等数等（5年度） 一
5	交付申請				
6	翌年度概算要求		第一回内示変更（その都度）		
7		補助率・額	備考	一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90%  ※補助要件に該当するもの 市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会	
8					
9					
10	最終内示変更				
11	翌年度予算実施計画ヒアリング	補助率・額			
12	予算成立				
1					
2					
3					
4					

助成事業名	水産物供給基盤機能保全事業						
国補・県単別	国補	分類	7-5-6				
事業実施主体	市町村				県主管課	漁港課	室等
					漁港整備班	内線	3018
					関係省庁名	水産庁	

事業の目的・概要	経年変化により老朽化の進行した施設が増加していることから、計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を行う。		採択基準  (1) 計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの (2) 第1種又は第2種漁港であっては、1地域当たりの港勢が次のいずれかを満たすもの ・利用漁船の実隻数が50隻程度以上 ・登録漁船隻数が50隻程度以上 ・陸揚げ金額が1億円程度以上	留意事項					
	根拠法令等	地方財政法 千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱							
申請時期・手続き等	4	予算内定通知 事業計画ヒアリング	事業・補助基準等  第一回内示変更（その都度）  最終内示変更 翌年度予算実施計画ヒアリング 予算成立	事例等  令和5年度実施市町村等 鴨川市 事業費 55,000千円 鋸南町 事業費 25,000千円 勝浦市 事業費 8,000千円 富津市 事業費 45,000千円 館山市 事業費 5,800千円  対象市町村等数 ※ 実施市町村等数（5年度） 5					
	5	交付申請							
	6	翌年度概算要求							
	7								
	8								
	9								
	10								
	11				(単位：%)				
	12				補助率・額	国 50	県 0	地元 50	
	1							一般公共事業債充当可能 地方負担額の概ね90%	
	2							※補助要件に該当するもの 市町村、漁業協同組合または漁業協同組合連合会	
	3								
4									